

平成 2 5 年第 1 回京丹波町議会定例会（第 3 号）

平成 2 5 年 3 月 1 2 日（火）

開会 午前 9 時 0 0 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16 名）

- | | | | | | |
|------|---|---|---|---|-----|
| 1 番 | 小 | 田 | 耕 | 治 | 君 |
| 2 番 | 篠 | 塚 | 信 | 太 | 郎 君 |
| 3 番 | 村 | 山 | 良 | 夫 | 君 |
| 4 番 | 梅 | 原 | 好 | 範 | 君 |
| 5 番 | 横 | 山 | | 勲 | 君 |
| 6 番 | 山 | 田 | | 均 | 君 |
| 7 番 | 東 | | ま | さ | 子 君 |
| 8 番 | 岩 | 田 | 恵 | 一 | 君 |
| 9 番 | 松 | 村 | 篤 | 郎 | 君 |
| 10 番 | 坂 | 本 | 美 | 智 | 代 君 |
| 11 番 | 西 | 山 | 和 | 樹 | 君 |
| 12 番 | 原 | 田 | 寿 | 賀 | 美 君 |
| 13 番 | 北 | 尾 | | 潤 | 君 |
| 14 番 | 森 | 田 | 幸 | 子 | 君 |
| 15 番 | 山 | 内 | 武 | 夫 | 君 |
| 16 番 | 野 | 口 | 久 | 之 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
会 計 管 理 者	谷 口 誠 君
参 事	岩 崎 弘 一 君
参 事	野 間 広 和 君
瑞穂支所長	中 尾 達 也 君
和知支所長	榎 川 諭 君
総 務 課 長	伴 田 邦 雄 君
監 理 課 長	山 田 洋 之 君
企画政策課長	山 森 英 二 君
税 務 課 長	堂 本 光 浩 君
住 民 課 長	下伊豆 かおり 君
保健福祉課長	岡 本 佐登美 君
子育て支援課長	山 田 由美子 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
産業振興課長	久 木 寿 一 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水 道 課 長	木 南 哲 也 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
教 育 次 長	藤 田 真 君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長 澤 誠
書 記	上 林 潤 子
書 記	上 西 貴 幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、4番議員・梅原好範君、5番議員・横山 勲君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告に従い、順次発言を許可いたします。

最初に、松村篤郎君の発言を許可します。

松村君。

○9番（松村篤郎君） 9番、松村です。改めまして、皆様方、おはようございます。

昨日は、東日本大震災の発生から丸2年目ということで、被災地はもとより全国各地で追悼式等の催しがしめやかに行われました。昨日質問に立たれました議員の方々からも哀悼の意を述べる言葉を述べられておりましたが、一日おくれではありますが、私からも多くの犠牲者に対しまして哀悼の意を述べさせていただきます。そして、被災地の早期復興を願うものであります。

それでは、議長の許可を得ましたので、平成25年第1回定例会の私の一般質問をさせていただきます。

一つには「通過の町とならない対策について」、二つには「畑川ダム完成を期にすべきことは」、三つ目には「通学路の安全対策はできたのか」、この3項目につきまして、町長に見解をお尋ねいたします。

まず、1点目でございますが、京都縦貫道が町内全区間を全線開通するまでに、平成25年度、26年度と、あと2年余りで開通することになります。また、京都縦貫道の沓掛インターチェンジから名神高速道路の大山崎インターチェンジまで、近々供用が開始されることになっております。そうなりますと交通形態もかなり変化するものと考えられます。そのために京都縦貫道を利用して現在の丹波インターから乗られる車等、この2年間で増加するのではないかと考えられますが、その辺のところを町長はどう思われておりますか。まずお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

それでは、お答えしてまいります。

重要な対策の一つとしては、京都府立丹波自然運動公園施設を核としまして、京都スポーツトレーニングセンターの事業推進がございます。事業主体であります京都府では、平成25年度当初予算において多額の予算措置が図られました。滞在型の宿泊施設。

○議長（野口久之君） 松村君。

○9番（松村篤郎君） 京都縦貫道に名神高速道路がつながって交通量が変わることについて今お尋ねしたので、ちょっとその先のことは次に説明をさせていただきますので。どうお考えか、交通量が増えるかどうかということをお尋ねしたんです。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 交通量が増えるかどうかだけですか。

交通量が縦貫自動車道は増えると考えています。

○議長（野口久之君） 松村君。

○9番（松村篤郎君） 全線京都縦貫道が開通するまでの2年間まだあるわけなんです、名神高速道路と現在の縦貫道がつながった場合、通行量がかなり、この町内を通る車両等が増えるということで認識をしていただいているようでございますが、私もそのとおりだと思います。

ただ、そうなりますと、この2年間の間に町内を通過する車がどんどん増えて、いざ縦貫道が全線開通すると激減するというような状況も想定されるわけでございますが、それに対して、現在計画し、建設工事を進めようとしてされております丹波PAと一体的な地域振興

拠点で、何とか町内に誘導するという構想のもとですが、それ以外にどのような施策をお考えか、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今申しましたとおり、京都縦貫自動車道が全線開通しますと、当然、通行量は増えます。ただし、町内の国道9号、あるいは27号、173号等の通行量が減るものと予想しなければならないということで、対策を申し上げたいと思います。

重要な対策の一つとしては、丹波自然運動公園に予定されております京都スポーツトレーニングセンター事業があります。事業主体は京都府ですが、平成25年度当初予算に宿泊施設をつくろうということで、多額予定されております。また、平成26年度も実施されるということで、大きく期待しているところであります。

丹波自然運動公園は、現在でも年間50万人以上の集客実績を誇っているわけですが、この京都スポーツトレーニングセンター構想によってグレードアップし、町内外からさらに多くの皆さんが本町に来ていただくということになるわけですが、これも縦貫自動車道が開通することによって非常に効果が大きくなるということで、予定しております振興施設が一つの町内の事業全般の活性化につながるというふうに考えて、この振興施設を計画しているわけであります。と申しますのも自然公園と至近距離にあるということで、ぜひ丹波自然運動公園に直接入れるような、また計画も現在考えて、いろいろ関係機関に要望しているということであります。

それと同時に心配されます町内への誘導ですが、やっぱり三つの道の駅があるわけですから、魅力ある運営や観光資源の有効活用、あるいは現在、京丹波町が中心になって、いろんな観光協会等の、あるいは農協さんも力入れてくれているし、須知高校も力入れてくれているような、あるいは区長会さんも全面的にバックアップしてもらっているような関係者一丸となって実施しておるわけですが、京都丹波ロードレース、あるいは京丹波食の祭典、あるいは、いろんなそれぞれの地域で実施されていますイベント、こういうことが重要な対策だというふうに認識しております。これら全てに町行政として積極的に支援することによって、通過の町にならない一つの方法ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○9番（松村篤郎君） ただいま町長の答弁のおっしゃるとおり、それらの施策はぜひ必要かと思えますし、そのためにもこの2年間に増加する車両を何とか、町内を通過する車両が増えますので、その車両に対してPRなり印象づけることができれば大変効果があるのではな

いかというふうに考えております。

サービスエリア等で得られない農産物等ありますよね。生産者と直接取引されるものとか、また、農地で直接採取して、お持ち帰りいただくような方法とかいうのは高速道路からおりでできないことでありますし、また、高速道路の中には給油所も余りないと思いますので、一旦インターおりにて町内の給油所で補給して、また次のインターから高速に入れるというようなケースもあろうかと思えますし、また、観光等でバス等が増える場合、また、団体等で行かれる場合、アルコールも必要となる場合には高速道路上では買い求められない、そういった点も町内へおりにていただいて、お買い求めいただけるような施設も現在あることはあるんですが、そういったことへの強烈なアピールがあれば、この２年間の間にかなり印象づけられるのではないかというふうに私は考えております。

また、現在、文化財の標識が下山バイパスの沿道に建設されようとしております。これは大福光寺とか渡辺家の看板だと思んですが、そういったことをこうして標識なり看板なりが沿道に立つということも大変大事なことはないかというふうに考えておりますし、そういったことを中心になるのが観光協会ではないかと思えます。そういったことで観光協会の役割もこの２年間で大きく成長しないと、成長といいますか成果を出さないと、全線開通後の見通しも大変苦しくなるのではないかというふうに私は考えますが、その辺についての見解はいかがでしょう。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的なことを松村議員からいろいろ今話してもらいました。全くそのことには異存なくて、全くそのとおりだなあという認識でまづおります。

今言うてもらったように、一般的には高速道路というか、バイパスというものができてしまふと旧道路とか、あるいは今度の場合ですと、今申しましたとおり三つの国道があるわけですけど、それぞれ通過量が減るのが常識です。なかなか今言うてもらったポイントは、通行客というのか、単に天橋立へ向かって走ってはる人はなかなか、そうは言うてもおりにくれないと思うんですね。やっぱりこの町を目的地に近くするというか、目的地でなかったも疑似目的地的な、そのまちづくりが必要だという視点で今具体的に、例えば下山の話をしてもらいました。大福光寺を案内するために、新しくできたバイパスに案内板をつくるんだということです。そういう意味で申しますと、私も丹波マーケスの操業を引き継いだときに、道の駅登録を一番にしたんですね。これは何やいうたら、ただで、あと３００メートル、５００メートル、二つは最低９号線に道の駅の広告を国土交通省がしてくれるということで道の駅登録したんですが、今回も４７８号、自動車専用道路ですが、これに今度の仮称ですが

ハイウェイテラス京丹波を道の駅登録するのは、その道路上に道の駅案内してもらえるということが主な狙いであります。

そうしたことで、それぞれの立場で皆さんが頑張ってもらう以外に、町内に導き入れるということは非常に難しいのではないかと考えております。今までも多くの方が、丹波自然運動公園を象徴的に話しましたが、名前が落ちたらいかんので全部言わへんだけですけれど、それぞれの地域で頑張ってもらっていますので、これからも一層、そういう通行量そのものは増えるんですから、いかに導入するかという努力をみんなで全町挙げて頑張ってもらいたいと、それを私は支援するというふうに申し上げているところであります。

○議長（野口久之君） 松村君。

○9番（松村篤郎君） 今、町長が申されたことも含めまして、私もいろいろと考えたこともあるんですが、ぜひこれからこの2年間で勝負だと思いますので、頑張ってやっていきたいなという気持ちありますし、ぜひ町政のほうもご尽力をいただきたいということを申し添えておきたいと思います。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

念願でありました畑川ダムが完成しまして、町民にとって大切な財産がまた一つできたと感じております。来る3月16日には竣工式が盛大に举行される予定でございます。地元としましても、また町民としましても大変喜ばしいことであり、めでたいことだと感じております。したがって、このダム完成を機にぜひすべきことをといたしますか、ぜひしていただきたいことという願いもあるんですが、一つには、町主体のダム周辺整備事業計画は、いつ策定できるのか。また、事業への着手はいつごろになるのかということでございますが、昨年のさくら苑の植樹事業で地元住民の積極的な参加を得まして、周辺整備の足がかりができました。京都府が整備を進めていただいております展望ポケットパークも進行中でございます。町の策定委員会で構想されました基本構想に沿って、早期に着工を期待する地域の熱い熱意を真摯に受けとめていただきまして、具体化して実現できるようにしていただきたいというふうに思うんですが、平成25年度予算に1,000万円の事業費を予算化していただきました。これもあわせて平成25年度に事業計画がきちっと策定できるのか。また、着手していただけるのかのことについてお尋ねを申し上げます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 畑川ダム周辺整備事業につきましては、昨年度、畑川ダム周辺地域整備計画連絡会におきまして、周辺整備基本計画の検討をいただきました。また、今年度は、京都府の地域力再生プロジェクト事業を活用していただき、地元主体で、さくら苑記念植

樹に取り組まれたわけですが、平成25年度におきましては、検討いただいた基本計画をもとに説明会を行いまして、ご意見などもさらに伺った上で、基本設計に着手していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○9番（松村篤郎君） ぜひ周辺整備につきましては、町の構想に沿った事業が進められることを要望申し上げておきます。

同じく、完成を機にすべきこととしましては、この議会に提案されております京丹波町企業立地促進条例の制定につきまして、企業誘致への積極的な取り組みが想定されるわけですが、私は、この条例の制定が成立できることを大いに期待しているところでございます。したがって、町内の工業団地への企業誘致は今後どのように具体化され、進められるのか。また、地すべりの復旧工事を終えまして、また、畑川ダム completionにより水の供給も可能となり、条件は整ったのではないかと考えるところでございますが、工業団地への企業誘致の将来への展望についてお伺いをいたします。

議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 畑川ダムによります新たな水源の確保ということ、あるいは京都縦貫自動車道第二外環状道路の完成によりまして、名神高速道路と直結する。さらに、2年後には丹波綾部道路が完成するということでもあります。そうしたことで本町への企業立地の諸条件が今言うてもらったとおり、飛躍的に向上するということでもあります。この機会にあわせて、新たな企業立地や既存企業の事業拡大など誘導することを目的としまして、企業立地促進条例案を本議会に提案させていただいております。

このように今後は企業が進出しやすい環境づくりに努めますとともに、みずから私自身、トップセールスを積極的に行うなど、インフラ整備の効果があらわれるように、町内各適所に企業誘致を一層推進してまいりたいと考えているんですが、何にしましても全町民がセールスマンだというような認識を持ってもらう必要があると思います。と申しますのは、別に動いてもらう必要があるわけじゃないんですが、積極的に情報提供をしてもらいたいと。こんな話ありますよということです。そのことで私も動くということになると効率が上がるんじゃないかというふうに考えています。私もまだ一企業しか訪問、押しかけです、これ訪問してませんが、京都府に言わすと時期尚早だという、はっきり言葉があったんですが、押しかけていきました。行ってわかったことは本当にびっくりするような話でした。皆さんにご披露しておきます。

何を言わはったか。日本地図をぱっと広げはって、そして、我が町周辺が赤くぱっと塗られている。これ何ですかと言うたら、いや、日本の中で災害が過去非常に少なかった、地震とかいう話でした。もうびっくりしました。ということをこれからセールスする場合に、非常に災害が少ないということについても企業誘致の一つの要因というのか、力になるということでもあります。そういう点でもぜひ、過去、水がないということで苦い経験をしております。皆さんのぜひ情報提供をお願いしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村君。

○9番（松村篤郎君） 前向きに、これからこの制定されます条例に沿って、企業がこちらのほうに目を向けてくれることが大変望ましいことでありますし、また、工業団地だけでなく、土地開発公社から買い戻しました町有地等への企業誘致も含めまして、実現することを願うものであります。

また、雇用の確保・拡大による町内の定住者の増加を図るためにも住宅開発団地などへの入居促進や空き家のあっせんなど、積極的な施策も打ち出すべきではないかと考えますが、この点についてお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今いろいろご指摘いただいたとおりだと思います。総合力で企業誘致が成功するんだと思っていますので、そのあたりは、その都度またご指導いただいたらうれしく思います。

○議長（野口久之君） 松村君。

○9番（松村篤郎君） それでは、ダム completion に期しまして、三つ目のことですが、畑川ダムの上流域に位置しております木ノ谷の町行林を水源涵養林として整備をしていただいているところでございますが、この町行林を不伐の森として、本来の目的に沿った森林整備に積極的に実施推進をすべきと考えております。不伐の森として整備することによりまして、将来は畑川ダムの上流に100年以上の大木が育つことになり、ダムを起点とした林道が自然的に散策道として、さらに大木の中での森林浴に人々が訪れることになるのではないかと、長期的な展望に立った計画が今まさに必要ではないかというふうに考えております。不伐の森と私あえて申しておりますのは、前丹波町時代に、ここを不伐の森として指定されておったんですが、合併以後、不伐の森という言葉は使われなくなってございますが、ぜひそれも考慮入れていただきまして、100年、200年の大木がダムの上流にあるということによって林道の整備等も進め、そういった観点でダム上流を水源の涵養林として整備促進を

願いたいというふうに思っております。この点につきましては、丹波広域基幹林道が全線、平成25年度中に完成、供用開始となるとお聞きしておりますし、また、町の維持管理分ももう平成24年度から開始されておりますし、さらに、そういったことも含めまして、上流域での森林保全の計画をこれから長期的に考えて打ち出すべきではないかと思いますが、この点について伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、今言うてもらった不伐の森、森林整備につきましては、平成25年度から林業大学校と連携して、実習林として間伐を進めたりして、いわゆる整備をきちっとするという事です。今、本当に言うてもらったとおり、京阪神から1時間から1時間半ぐらいで来れる場所に森林浴ができる、木に親しみながら、そうしたいやしの観光ができるということは一つの魅力だと思います。ぜひそういう意味でも整備を進めることを約束したいなと思います。

今言うてもらったとおり、木ノ谷の町有林につきましては、ほとんどが水源涵養保安林に指定されております。町では畑川ダム整備に合わせまして、畑川ダムの水源保全を目的とした治山事業を京都府に要望しまして、平成22年度から国の奥地保安林保全緊急対策事業を活用した京都府治山事業として実施いただいているところであります。途中、ダム本体工事の関係で未実施の年もありましたが、今後も引き続き治山ダム設置と森林整備を計画的に実施していただくこととしております。何にしましても、これを最大限生かす、あるいは不伐の森どおり、しっかりと100年林が整備できるように頑張っていきたい、そんな思いであります。

○議長（野口久之君） 松村君。

○9番（松村篤郎君） これからも長期的な整備が進められることを大変ありがたく思っております。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

「通学路の安全対策はできたのか」という項目でございますが、昨日、篠塚議員からもほぼ同じような質問がございましたが、私も何点かお尋ねをしてみるつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

通学路の危険箇所と認められました77カ所における安全対策の実施状況は、進捗状況は昨日、実施が41件、未実施が36件とお聞きいたしました。平成24年度9月議会で補正追加されました交通安全対策の費用1,800万円で実施できたものは、このうち何件くらいあるのかお尋ねを申し上げます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと私のほうから答弁して、足らずところは担当課長に答弁させます。

点検をいたしました77カ所については、実施可能なところから順次対策を行っております。2月末現在では、41カ所が対応済みとなっております。用地買収や警察協議に時間を要しているものもありますので、協議が整い次第、対応していくということであります。

金額の面でご質問があったので、担当課長、それでは頼みます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 実施済みとなっております41カ所のうち、町道で実施済みとなっておりますのが25カ所でございます。

金額につきましては、当初上げておりました交通安全整備事業費と維持修繕費も使っておりますし、また、12月に国の経済対策の予備費ということで補正のほうもいただいております。9月までに予算をいただきました部分につきましては全て実施済みとなっておりますが、12月に補正をいただきました部分につきましては、昨日も回答させていただいたんですが、現在、交安の協議中ございまして、協議が整い次第、外側線なり、横断歩道等に係ります照明灯の設置や防護柵の設置を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○9番（松村篤郎君） 昨日お聞きした答弁と重複する部分がほとんどでございますので、十分理解はさせていただきました。

未実施の件数が36件ということでございますが、このうち実施がどうしてもできないというような箇所は何件かあると思いますが、その件数と、なぜできないのか。また、それはどのようにして解消されるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実施できたところは何回も申し上げてきたんですが、今聞かれた実施困難な件数ですが、まず9カ所ございます。現地確認において対策不要となった箇所が4カ所ございます。ちょっと残余は担当課長から答弁させます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 実施不可能な箇所の理由といたしましては、商店街、道路の総幅員が狭い区間での歩道の設置やカーブ途中での横断歩道の設置といった要望がございまして、現実性に乏しいものや、そこに設置すると危険を誘発するおそれがあるもの。また、

信号無視の対策や警察官の立証などによる道路構造に起因しないものもございますので、そういった箇所は実施不可能ということで整理のほうをいたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○9番（松村篤郎君） そうして9カ所、実施ができないという箇所があったということでございますが、それらを取り除きましても全ての箇所の安全対策は、いつ終了するのか。77カ所を点検されまして、41件完了した。そして、9カ所はできない。残りの未実施地区についての工事が完了するのはいつごろの予定か、お尋ねをしたいと思います。

それにつきましても町道下山駅前線の改良につきましては、12月議会で通学路として危険な箇所の部分的な整備を実施するという答弁をいただいております。現時点では歩道との境界を表示する白線も薄れておりますし、応急措置としてでも白線を早急に引いていただきたいということの要望が上がっておりますし、この点についてもご答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 全ての箇所の安全対策がいつ終了するのかということでございますが、現在、未実施のところにつきましては、用地買収等が必要な箇所や複雑な交差点形状、また、警察との協議等がございますので、今すぐ緊急に対応できるものは全て対応していつていることとなっておりますので、時間を要するものにつきましても一日でも早く児童の安全を第一に考えまして、早期に対策を講じていけるように協議のほうを進めていきたいというふうに考えております。

また、駅前線につきましては外側線等で処理いたしましても、安全確保はちょっと難しいというところもございますので、下山駅前線の道路の計画と含めまして検討させていただいて、外側線等で処理できる部分、また、道路の安全施設で処理できる部分につきましては、年度当初に早急に整備のほうは行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村君。

○9番（松村篤郎君） 前向きな答弁いただきましてありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（野口久之君） これで、松村篤郎君の一般質問を終わります。

次に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） それでは改めまして、皆さん、おはようございます。

私のほうからも昨日で2年を経過いたしました東日本大震災によりまして多くの犠牲者の皆様に心より哀悼を申し上げるとともに、一日も早く復旧・復興がなされ、今なお多くの皆さんが避難されている、そういった方が一日も早くお家に帰れますように、心から願っております。

それでは、ただいまから平成25年第1回定例議会におきまして、通告書に従い、教育環境について、町営住宅入居要件の見直しについて、介護保険制度について、そして施政方針について、以上4点、町長と教育長にお尋ねをします。

まず初めに、教育環境づくりについて、教育長にお尋ねをいたします。

本町では4月より学校給食の完全実施に向けて、近年増えている子どもの食物アレルギーに対応するために食物アレルギー対応マニュアルが作成をされ、幼稚園や小・中学校に配布し、安心できる教育環境づくりをしたいとしております。そこで、教育長にお尋ねをいたします。

昨年の12月に東京都で学校給食の中で、残念ながら食物アレルギーによって死亡するという痛ましい事故が起きました。今回の事故を見れば、食物アレルギーに対する認識の不足から、症状が起きる前と後の双方の対応に問題があったのではないかと考えております。

一つには、事故が起きるまでエピペンに触ったことがなかった。二つには、突然の事態に即座に対応できる知識や経験がなかったのではないか。このことを教訓として、本町において、学校現場の養護教諭や教師への講習の中、医療現場の先生と連携をいたして、エピペンなどの実施訓練やトレーニングの必要があるのではないかと考えますが、その点、教育長にお伺いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） それでは、お答えさせていただきます。

近年、子どもたちを取り巻く生活環境の変化や、あるいは疾病構造の変化に伴いまして、アレルギー疾患が増えてきております。こうした状況を踏まえ、本町では、食物アレルギー疾患のある幼児・児童・生徒の健康な生活と健やかな成長を目的に、先ほど紹介ありました平成23年7月に、養護教諭や栄養教諭、あるいは学校栄養職員等で構成します京丹波町食物アレルギー検討委員会を設置しまして、京丹波町病院小児科のお医者さん等のご指導のもとで、このたび京丹波町食物アレルギー対応マニュアルを作成したところです。このマニュアルにはアレルギーの基礎知識や発生時の対応、あるいは発生防止、学校給食における対応について記載をしております。全教職員が食物アレルギーについて正しい知識を持ち、学

校、幼稚園における日常の取り組み、あるいは緊急時の対応を適切に行うこととしております。

学校の管理職、あるいは学級担任、養護教諭を中心とした職員が保護者との相互理解と協力の中で情報を共有し、子どもたちが安心・安全の学校生活を送れるよう、各学校での研修等に取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、日常においても学校医との連携、あるいは関係病院との連携を行っておりまして、今後においても緊密な連携体制を構築し、こういった事故が起きないように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、教育長からそれぞれ対応について、発生時の対応、それぞれ先生との連携、また、研修にそういった、取り組むという答弁をいただきました。

このアレルギーを起こして医師の措置を行うまでの時間として、大体45分までというようなタイムリミットがあるようであります。やはりこうした訓練を行うということで、一つには、食事をした後には体調が悪くなった。そのときにはやはり間違えて食べたんじゃないかとか、そういうことを念頭に置いて、やはり迅速に対処することを意識づける必要があるのではないかと思います。

こうして研修を重ねることでは、頭ではもちろんわかっておられますし、正しい知識も持たれるとは思いますが、やはり誰もが、いざとなったときには、その場になったらいろんなことが起こると思うんです。やはり慌てることはもちろんありますし、そして、よく言われますが、完璧な人間ってなかなかおられませんので、ある方が人間というもの、やはり間違ったり、そして失敗したりするのが当たり前やというようなことをおっしゃっておられました。いうことは、やはり保護者やこういった担任の先生とか養護の先生とか、そういう方に責任を矮小化させないためにも常に、さっきもおっしゃいましたが、小児科の先生とね、また、そういった養護の先生、教師の先生方が常にそういった実施訓練をする必要があるのではないかと思います。やはり消防ではないんですけど実施訓練することによって、いざとなったときに体で身につくということもあるんじゃないかと思うんですけど、その点、そういった考えはいかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今、議員がおっしゃるとおり、実際に知識ではわかっておっても、実際に体動かしたり、あるいはエピペンを打つというようなことは大変、なかなか難しいことだろうというふうに思っております。そういったことから来年度できるだけ早い時期に、

現場のお医者さんを迎えまして、そういったお話も研修もさせていただいたり、また、現にエピペンを持って登校している幼児・児童もおりますので、特にそういった学校については、こういった訓練もぜひともやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ぜひそのようにお願いします。

それと、担任の教師の先生が休まれることもあるかと思うんですね。そのときに非常勤の先生が入っていただくとか、そういった先生の入替えもちゃんとはされると思うんですけども、そのときにやはりきちんと連携をする体制、それも必要かと思うんですけど、そういうことはマニュアルとかそういうのにはうたってはないんですか。本町のそういった体制はどうされるのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 確かに全ての教職員が全校、幼児・児童のそういったアレルギーに対する反応といいますか、非常にきついといいますか、そういった児童・生徒がおるということを全教職員がやはり日々意識をして、把握をしていくということが大事ですし、先ほど議員がおっしゃいましたように、特に出張等で担任がその日に不在であるというふうなことに付きましても、きっちり校内体制のマニュアルも若干しておりますけれども引き続いて、本当に命にかかわることですので、間違いのないように徹底していく必要があるだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 二つには、平成21年4月に学校給食法で改正をされました栄養教諭の役割として、食に関して特別な配慮を要する子どもへの個別的な指導が上げられました。つまり、除去食提供は第一段階とすれば、第二段階に個別的な指導として、食材についての知識を深めることではないでしょうか。給食の献立を作成する際、学校の栄養教諭と保護者で食材については確認はされると思います。しかし、食物アレルギーを持つ子どもにも通常の献立に使われている食材とアレルギーのある自分専用を用意された除去食、あるいは代替食の食材を教えて、自分自身で事故を防ぐための知識を学ぶ必要もあるかと思います。

その一つとして、お家の中でも保護者の方の協力も得て、やはりお家の中でそういうことも保護者の方と児童と学ぶことももちろん必要であります。給食をいただく前に手を合わせて、いただきますと言う前に食材の確認をするために、先生も含めまして、みんなでメニ

ューに使われている食材を読み上げるということも必要ではないかと思いますが、その点お伺いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 日々使っております食材については、子どもたちが昼の放送で発表したり、今日のおかずの中身は連絡しているというふうに思います。特にアレルギーの食材については、もちろん事前にメニューといいますか献立が決まった段階で、保護者との連携を緊密にしまして、また、当該の子どもも十分そのことを意識して食事をしていただいておりますというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） そうしたら食材についてはその都度、今日の献立の中にはこういったものが入っていますよというようなことは、ちゃんと確認をそれぞれしているということでしょうか。その点お伺いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） その当日の食材については、事前に保護者の方と十分打ち合わせをして、献立が決まった段階で調整をしております。もちろんそういったアレルギーを持たない児童・生徒もおるわけですので、全体的には言いませんけれども、個別的には十分、今日の食材の中でのアレルギーの食材については保護者も含めて、十分理解をしていただいておりますというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 保護者の方は十分理解もされているんですけども、やはり子どもさんの中で、自分の中で、やはりきちっと知識を深めるためにも必要やないかと思うので、また、その点、次の段階として考えていただきたいと思います。

今回の大変痛ましい東京都の事故であります、そのチヂミの中に入っていた粉チーズでアレルギーショックを起こし、亡くなっておられます。このチーズは1グラムにも満たなかったと言われておりますが、アレルギーを持った子どもにしたら、やはり命を落とすということでもあります。専門医の中にもいろいろな考えや意見もございますが、やはりこういった、いじめの要因にならないようにすることが私は大事やと思うんですよね。やはり児童同士みんなクラスメイトの中できちっと、何々ちゃんはこのものを食べたらあかんですよとか、こういうものはあかんのよとかいうのを共有して知ること必要やないかと思うのでありま

すが、いろんな専門医の先生にしたら、それが一つのいじめにもなりかねないという考え方もおられますが、やはり学校教育の中の一つとして、そういったクラスメイトと一緒に、こういった知識を共有するということも必要ではないかと思います。その点、そういった授業であるのか、給食の時間になるのか、その辺はちょっとわかりませんが、そういった機会をつくる必要はあるのではないかと思います、その点の考えをお伺いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 今おっしゃられましたように、子どもたちもそれぞれの発達段階に応じて学習することは非常に大事だろうというふうに思っております。食物アレルギーを持つ児童のいる小学校では職員研修のほかに、低学年では紙芝居を用いて食物アレルギーの話をしたり、あるいは全校のクラス単位で食物アレルギーの正しい知識を教えるなど、児童への指導も行っているところであります。また、中学校では家庭科の授業で「アレルギー物質を含む食品」という、そういった単元でアレルギーについての学習もしておるということです。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 小学校なり、それぞれ中学校なり、ちゃんと学校で授業の中でされているということでありますので安心はいたしました、今現在こういった食物アレルギーだけでなく、やはり腎臓病なり糖尿病などいろいろな病気を持っている子どもたちがおられます。こうした病気も食事療法が必要でありますので、こうしたことを学ぶことも食育の大きな一つではないかと思います。

また、こうした食事だけでなく障害を持った子どもたち、いろんなことをそれぞれ子どもが持っているもの、そういったことをやはり子どもたちで一緒になって、お互いに助け合って生きていくという社会を学ぶことは大変大切な教育ではないかと思います。いじめをなくすということにもつながるのではないかと思います、ちょっと教育長も見られたかもわかりませんがNHKのクローズアップ現代で、今回亡くなられた子どもさんの詞が載ってまして、ちょっと読ませていただきますけれども。

「私はみんなとちょっと違う。ちょっと尻尾が短いし、ちょっとひげが長い。でも、ママが、それでいいよって言ってたの」これはお母さんがそういうふうに、あなたはあなたなんですよと。ちょっとここが違うけど、それもあなたですよということをお母さんが言わはったんやと思うんですけど、昨日、森田議員からもアトピーのお子さんのこともおっしゃっておられましたね。やっぱりそういうことも教育の中で一つの大きなウエートを占めて、いじ

めをなくす一つの要因にもなると思いますので、ぜひこういったことは力を入れていただきたいと思います。

次へ、三つには、地産地消と食育の取り組みについてお尋ねをいたします。

4月から実施をされます瑞穂給食センターでは、瑞穂の小・中学校と蒲生野中学校の560食を賄うには一定の食材が必要となります。地産地消の観点から、どのように食材の確保は考えておられるのか、その点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在、五つの小学校と1中学校で学校給食を実施しているところでございますけれども、学校給食における平成23年度の地産地消の取り組みの状況は、週4回、米飯給食のための地元産米の購入、また、野菜や加工品等の食材の地元食材購入の割合は、全体の15.3%となっております。また、地元生産者と地元商店からの購入材料を含めると、51.1%が地元購入という現状となっております。

4月から稼働します学校給食センターの食材につきましても、これまでと同様に、地元食材の利用を基本に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 51.1%と、いろんなものを含めて地元から購入されているということではありますが、ケーブルテレビで、瑞穂小学校で食育の授業をしていました。ちょっと見させていただいたときに、この食物がどこから、どの産地でつくられて、食卓に上がるまでの食べ物と環境に取り組むと、そういった授業であったかと思うんですけれども、地図に落として、それぞれ買い物して、この豚肉は裏を見たら、あっ、オーストラリアやったら、ああ、あっちやなとかいうて地図に落としていくわけですが、その中で日本の国はフードマレージいうて、遠くから食材を購入しているというのが世界一らしいんですよ。言うたら、お肉にしてもそうですけど、野菜にしても中国とかね、やはり安いとなれば買うということがまず第一で、私たちでもまず品物というより値段を先に見ますのでね。値段が安かったら買うということがあるんじゃないかと、私も裏を見たら、あっ、どこどこ産やったらどうかなと思うんですけれども、その勉強の中で、これは食育の勉強ではあるんですけれど、環境の面でも勉強されていましてね。やはりオーストラリアのお肉を買うとなれば飛行機を使うて、飛行機からまたここまで来るのにガソリンを使うて、そういうことはやはり温暖化につながるよということの勉強であると思うんです。そういう面から、やはり環境の面からしても、そしてまた安心な面からしても、地元の食材を確保するというのが求められると思

いますので、今、教育長がおっしゃいました基本的な考え方をお伺いしまして、これから瑞穂の給食センターの食数が増えるわけですけど、やはりできるだけ地元産はもちろん、そして近隣のできるだけ目の見える範囲内で食材を確保していただきたいと思います。その点、もう一度お伺いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど議員がおっしゃいましたように、瑞穂小学校で非常にいい授業をしていたというふうに思います。私も現にその場へ行かせていただいて、フードマイレージの勉強をしていたというふうに思います。特に日本が高いのはトウモロコシとか大豆とか、こういったものが非常に輸入量が多いので、日本全体のフードマイレージが高くなっているというふうになっております。

先ほどございましたように、地元産を使うというのは基本でございますけれども、季節によって地元産の食材が不足する状況も出てこようかと思えます。地産地消につきましては京丹波町、南丹市、亀岡市を含めた、いわゆる京都丹波エリアを基本として、安心・安全の食材をこれからも使うということを基本に進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それでは2点目に、町長にお尋ねをいたします。

町営住宅についてであります。これまでも若者定住促進のためにも家賃の見直しをと何回か質問をし、求めてまいりました。本町での今現在の町営住宅への入居状況はどうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営住宅への入居状況につきましては、管理します公営住宅97戸に対しまして88戸入居、特定公共賃貸住宅55戸に対しまして42戸入居、特別賃貸住宅15戸に対しまして10戸が入居という状況であります。合計167戸あります住宅のうち140戸入居されております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 167戸のうち140戸ということは、27戸、今あいていているという計算になりますが、国の地域改革推進の第1次一括法における法改正がされまして、平成23年の4月1日から1年以内に、それぞれの自治体の実情等を考慮する中で条例を定めることができるとしておりますが、本町ではこういった点が見直されたのか。具体的に、こ

こをこうしましたということを言うていただけたらうれしく思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 12月の条例改正時に説明をさせていただいたとおりでございまして、まず、国の参酌基準につきまして検討しました。家賃、月額所得の最高額についても検討し、月額所得につきましては15万8,000円以下としたところでございます。また、裁量階層につきましても21万4,000円以下を所得基準として検討し、規定したところでございます。また、新たに裁量階層の中で同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合は、裁量階層に加える条項を検討し、新たに設けております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 法にのっとって見直しをされたということですが、本町においては昨年、林業大学校が開設をされまして、今年度も20人の方が入学すると聞いております。こういった方への、前年度が20人として今年度40人の学生が林業大学校におられるということになるんですけれども、住まいの確保が最優先でされなければならないんですけど、例えば、今27戸住宅があいているということですが、これをシェアハウスいいまして共同住宅、東日本の大震災の際に復興支援学生寮ということで、一戸の家を町が借り上げて、それを何人かで共同生活をするということをシェアハウスと言うそうでありま。こういった学生などを対象にして、できるだけあいているのであれば貸すということは考えられないものかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 希望があれば、そういうことで使ってもらったらよいと思います。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 希望があればということなので、こういうことで借りることもできますよということをやはり周知というか、教えていただくことも大事なので、ぜひ町のほうからもそういうことを、やはり空きをなくすためにも一人でも二人でも使うていただきたいということを前提に、ぜひ考えていただきたいと思います。

私の質問の中で平成22年の9月議会において、国・府の補助を受けて建てられた町営住宅、一定の適正法化があつて、なかなかこれは難しいということで、若者の定住を促進するためにも町営住宅へのそういった緩和措置ができないかという質問をさせていただきました。そのときに町長は、そういった国や府に対して実態に合った見直しをするようにということ、そういうことは言えないことはない、声を大にして言うべきだという認識があり、機会が

あったら申したいということを答弁いただきましたが、その後、こうしたことの何か機会があったのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 機会があったかなかったかははっきりしていませんけれど、さきに答弁している気持ちは今も変わっておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 3点目に、介護保険制度についてお尋ねをいたします。

昨年4月に実施をした介護報酬の改定によりまして、本町においても利用者はもとより、訪問介護事業所への影響は大変大きいと思います。特に生活援助の見直しで援助時間の短縮、これは60分を45分ということになりまして、日常生活に支障を生じていると言われております。本町での状況はどうだったのか。町長は私に対する答弁として、利用者や事業所への聞き取りをして、改定内容を分析したいと答弁をされましたが、一年がたとうとしております。この間、利用者や事業所からの声はどうであったのか、お伺いをいたします。

議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 利用者からはヘルパーさんにゆっくり話を聞いてもらえる時間がとってもらえなくなったというような、こういうような意見を聞いたことで、京都府に対して報告を行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、町長がおっしゃったように、ゆっくりと話をしていただけでない、コミュニケーションがとれなくなったということを府のほうに報告をしていたという答弁でありましたが、中央社会保険推進協議会の調査でも、やっぱりこの訪問介護における生活援助の時間短縮に関する訪問看護事業所へのアンケートをとられた、その報告はありましたが、削られたサービスはコミュニケーション（会話）で70%、掃除で39%、調理は23%、買い物は20%、洗濯は12%と載っておりました。この報告を見ますと、やはり今、町長が、この本町においても、ゆっくりとこうして話をする間がないと。時間がないということではありますが、やはりヘルパーが利用者とコミュニケーションをすることは生活等に関する相談及び助言として、介護保険法の施行規則で定められているわけでありませう。

そこで、町長にお伺いしたいんですけれども、今おっしゃったように、ゆっくりと話をし

てもらえなかったということを事業所を通してお聞きはされておりますが、やはり事業所を通してはありますが、利用者さんのそういった今、会話ができなかった、掃除がこれだけやった、調理はこれで、買い物はと、やはりそういったアンケートをしっかりと取る必要があるんじゃないかと思いますが、そういったアンケートの実施の考えはないかどうか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご提案について検討をしたいと思います。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ぜひ、やはり本町での実態を知る上にも、このアンケート実施というのは、ぜひしていただきたいと思います。

また、この一年間で、このことによって事業所の収益はどうなったのか。減ったのか、それとも上がったのかどうか。そしてまた、それによって事業所の収益が減ることによって、やっぱりヘルパーさんの給与も減るんじゃないかと思えますし、また、利用者さんにとったら今までの利用していたサービスを低下させないとなれば、自分で身出ししなくてはならなくなるわけで、負担が増えてくるんじゃないかという点もあるので、その辺もやはりきちっと本町として、町長として、しっかりと本町の実態を知るべきであるんじゃないかと思えます。

また、それを踏まえて、やはりこういった在宅高齢者のサービス低下につながるものであるとして、やはり国に対して見直しの声を上げるべきでないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど、検討するということですが、なぜ検討するかと申しましたのは、類似のいろんなアンケートをとっていますので、それと重複しないかということで、もし重複していない場合は実施するんですが、それでは、お答えしていきます。

事業所からは、改定当初は「事業所の収入が増減することや利用者の負担増となる場合がある」と。あるいは「サービス時間は同じでも、回数を変更しなければならない場合、あるいは新規の受け入れがますます困難になるのではないかなどのご意見をお伺いしていましたが、現在は特にご意見はなく、事業所でそれぞれ努力、工夫されまして、利用者に応じたサービス提供を行っていただいていると認識しているところでございます。

正直言うて、国に対しては直接、こういう場面で意見申し述べる機会はないんです。こういうことについては全国町村会に向かって意見、京都府へ申し述べるというふうにお答えし

ておきます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 事業所へのそういった収益なり、ヘルパーの給与とかそういったことは、事業所がそれなりに頑張って努力をされているということではあると町長はおっしゃいましたが、やはりそれだけ事業所に負担がくるということは、利用者さんにももちろん負担もきますしね。何らかのひずみがかかってくるわけですから、やはりこれは国に対して、しっかりと声を上げていくということが大事だと思いますので、ぜひ市町村会の中でも本町としての実態を訴えていっていただきたいということを申し上げておきます。

最後に、平成25年度の町長の施政方針についてお尋ねをいたします。

一つには、町営バスの運行についてであります。昨日の篠塚議員の質問と重なりますことから少し簡単であります。私からもお尋ねをしたいと思います。

平成25年度は、昨年、75歳以上の在宅高齢者1,000人に実施したアンケートをもとに検討していきたいということでありましたが、どういった方々で検討をされるのか。また、実施されたアンケート調査の報告はいつごろされるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） アンケートの結果につきまして、どういったメンバーで検討するのかということでございます。

このアンケートにつきましては、中心的には保健福祉課のほうの高齢者の生活支援にかかわりますアンケートが中心になっておりまして、まずは保健福祉課、それから、バスを担当しております企画政策課双方でまず分析をして、導き出していきたいというふうに思っております。

その結果の時期でございますけれども、とりあえずアンケートを回収をしたということでございますので、これからその中身についてさらに分析をいたしまして、平成25年度中には何らかの方策を見出していきたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） アンケートを今集約しているということではあります。平成25年度中ということは、あつという間に来ますので、やはりそのアンケートを見まして、一定の方向を出されるわけではあります。新たな交通体系というのを示すわけではあります。ということは、やはり一年いうて、ありそうでなかなかね、議論したり、十分なやはり議論も必要でありましょうし、住民にしっかりと説明も必要であるかと思えます。やはりその集約を早くスムーズにして早い時期に、やはり一定の方向性を示されて、それに対してやはり住民

からの意見なり、そういったものも十分する必要があるかと思いますので、その点、再度お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） これまでの懇話会の中でも方法論についてはいろんな形で提案をいただいております。そのこともさらに加味しながら、できるだけ早い時期に分析をしたいと思っております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 二つには、子育て支援についてであります。若い世代の就労支援として昨年度から受け入れ児童の年齢を10カ月から引き下げを行いました。しかし、今、経済的に大変厳しい中、共働きの家庭が多い現在、働きやすい環境づくりとして受け入れ児童の年齢を引き下げる考えはないかどうかお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 若い世代の就労支援につきましては大変重要と考えております。幼児期の学校教育・保育の一体的提供体制を確保するために、本町における子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、今後の保育所入所児童の受け入れ年齢につきましても検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 検討するということの答弁いただきました。実際、産前産後いうて、お休みをなかなかいただけないのが現実だと思うんですね。この労働基準法の中をちょっと見させていただきましたら、大体、産後8週間を経過しない女性は就業させてはいけないというようなこと。8週間といえは2カ月になるんですかね。だから、2カ月したら働けるということであるわけですが、なかなか2カ月で、ほな、さっと働きたいと思ったときに、もう今の時代次の人が入っておると。特に女性の場合は、そういうことが多いんですね。そしたらやっぱり仕事をやめなければならないと。やむを得ないというようなことに、現実にはそういったことが多くあると思うんです。

この町職員さん、私は、もう一つはっきりわからないんですけれども、公務員では、産休というのは大体どのぐらいとれるものなのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 産前産後8週間と理解しております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） そしたら8週間で復業しはるということですが、やはり安

定されている、きちっともうその間はしっかりと休めますよという方はそういうふうでいいんですけども、やっぱり仕事をしたいという方はなかなかもうそこまで休めなくて、早く子どもを預けて仕事をしなければならないということがありますので、さっきもおっしゃったように、前向きに検討をしていただきたいと思います。

最後になりますが、三つ目には、昨年開設されました女性のための相談窓口であります、相談件数と内容はこういった、何件ほどあって、大体どういうことの相談があったのか、お伺いします。また、月1回の実施となっておりますが、仕事を持っておられる方への対応として、相談時間への配慮も必要と考えますが、時間帯はどうなっているのか、その点お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 女性のための相談窓口についてですが、今、専門のカウンセラーに来ていただいております。相談者に寄り添いながら、その悩みを整理し、相談者みずからが課題解決できる力をつけていただくための支援をしております。

昨年6月の開設以来、ほぼ毎回ご利用いただいております、2月までの相談件数は10件、主な相談内容としては、自分自身の生き方や家族関係に関するものとなっております。

働いておられる方に対する時間的な配慮に関しましては、今後の相談件数等の推移を見ながら検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 2月までに10件ということで、それぞれ自分が生きるための力をつけるために助言をいただくということではないかと思うんですけども、やはり働いておられる方での相談というのものもあるんじゃないかと思うんですよね。そういった方はやはり仕事を休んで相談することになるかと思うんですけども、そういった点やはり今、相談時間が9時から5時とするのであれば、やっぱり仕事を終えてからの時間帯、例えば電話でも受け付けますとかね。そういった配慮をする必要があるんじゃないかと思うんですけど、その点だけお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今申しましたとおり、今後の相談件数とかを参考に検討してまいりたいということであります。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 相談件数が多くなったというふうに解釈はさせていただきますが、件数ではかるのではなくして、やはり相談をしていただきやすい体制をつくるべきであ

るということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。１０時４０分まで。

休憩 午前１０時２５分

再開 午前１０時４０分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○７番（東まさ子君） それでは、平成２５年第１回京丹波町議会におけます私の一般質問を行います。

まず最初に、施政方針について伺います。

３月５日、議会が開会をいたしました。町長は議会の冒頭で平成２５年度の施政方針を述べられ、町民目線に立った町政を推進してきたと。そして、町民の皆さんの幸せのために全力を尽くしたいと述べられました。

今、町民の収入は減り、あらゆる負担が増える中で、暮らしは大変になってきております。この南丹地域の経済の推移を１９９６年と２００９年を比較しますと、農林水産関係では６０．８３％に、建設業は３８．６％、卸小売業は８８％、雇用者報酬は８６％へと減少をしております。

施政方針で安倍内閣が進める金融政策、財政政策、成長戦略の三本の矢への期待を述べられましたけれども、町民の暮らしの実態についての言及はありませんでした。予算編成する上でも重要な視点であり、次の点について伺います。

まず最初に、１世帯当たりの収入は１０年前と比べて、今どうなっているのか。また、その状況を踏まえ、町民の暮らしを守るために町が果たす役割について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 市町村税課税状況によって報告します。

平成１４年度が２９５万円、平成２３年度が２４２万円となっております。

○議長（野口久之君） 東君。

○７番（東まさ子君） 今、平成１４年度が２９５万円、平成２３年度は２４２万円ということで、比較しますと５３万円、１世帯当たりの収入というか所得が減っている。課税所得ですか、減っているということですが、そうした中で町長は、この平成２５年度予算編

成をされたわけでありますけれども、一応、予算編成方針ということで述べていただいておりますけれども、まとめて言うならば、どんなことを重点にされているのか。町の役割はどういうふうに考えておられるのか。お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町が果たすべき役割につきましては、この京丹波町で暮らしていらっしゃる町民の皆さんが誇りと生きがいを持ち、心豊かな暮らしの実現のために、「安心・活力・愛のあるまちづくり」が町政運営の柱であります。総合計画に基づいたさまざまな施策を展開しているということであります。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 施政方針にも述べていただいておりますように、町民が幸せに暮らしていけるために全力を尽くしていただくということであります。そのためには暮らしを応援していただくということと地域経済の活性化に力を注いでいただくということが、町として大変重要だと思っております。

次に、小規模工事契約希望登録制度の導入で、地元業者の仕事おこしを図るべきではないかと考えます。この制度は自治体が発注する主に修繕や改善工事について、一定金額以下のものは入札によらず、あらかじめ登録しておいた中小業者に随意契約で発注する制度であります。中小業者への仕事の発注は地域にお金を回し、地域経済を活性化する上でも大事であります。地域循環型の取り組みとして実施をしてはどうかと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 小規模工事契約希望登録制度につきましては、現在のところ、制度としては考えておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今考えていないということでありましたけれども、学校でありましたり、公共施設、あるいは公園なんかもその維持管理、あるいは健全な状況に保っていかなくてはいけないということで、いろいろ学校からなども要望が、細かい要望も含めて出ているわけでありますけれども、やはり町に入札の資格ですか、町に登録されている方もありますけれども、そういうのをされていない方たちの仕事おこしとして、50万以下でありますとかそういう金額を決めて、物品購入なども含めて積極的に仕事を興して、地域の業者の皆さんの活力というか力になるような、そういう施策も今は考えていないということでしたけれ

ども、やはりそういうことが今一番大事になっているのではないかなというふうに思いますけれども、再度お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 実際そういうことを実施しております。随意契約とすることができる小規模工事、あるいは小規模修繕工事、物品の調達などにつきましては、指名登録業者以外の地元業者も見積もり合わせの相手として選定をしまして、できる限り地元業者の方に仕事をしていただくように受注機会の確保に努めております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） その金額がどの程度の金額以下をされているかということもありますけれども、どういう仕事、金額的にはどういうものまでをそういうふうに行われているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 財務規則にもございますけれども、工事で申しましたら130万円以下の工事につきましては、今、町長が申しましたような形で事務手続をしているところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 積極的に仕事おこしということでお願いしたいと思っております。

次に、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。

農林業を守るために有害鳥獣対策として被害防止対策と捕獲対策の強化を図るとされております。

まず初めに、平成25年度のシカ、イノシシの駆除目標頭数と平成24年度の駆除頭数について、また、防除柵についても目標の内容について、取り組みについてお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度の許可頭数は、3月下旬開催予定の有害鳥獣対策協議会での協議を経て定めることとしております。

平成24年度ですが、シカ、イノシシの捕獲許可頭数が、シカが3,040頭、イノシシが1,260頭で、捕獲数は猟期開始前の11月14日までの数字ですが、シカが941頭、イノシシが217頭です。

平成23年度もちよっと申しておきます。平成23年度は、シカが1,310頭、イノシ

シが４１７頭でございました。

○議長（野口久之君） 東君。

○７番（東まさ子君） 今、頭数をお聞きいたしました。平成２５年度はこれからということでありましたけれども、平成２４年度は、シカは３，０４０頭が目標であり、９４１頭が捕獲されたということでもあります。イノシシは１，２６０頭で、２１７頭ということでありました。いろいろと防除柵もありまして、被害というのは減少していると思いますけれども、個体数というのは、防除柵がされているので被害はあれかもわかりませんが、個体数というのは増加しているということであると思っております。

今、これは、あれですかね、有害捕獲と狩猟捕獲と合わせた頭数を教えていただいたということですかね。もう一回確認をさせていただきます。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） ただいまの町長の答弁の数字でございますけれども、有害捕獲としての頭数でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○７番（東まさ子君） いずれにしても目標頭数にははるかに及ばないという、狩猟捕獲を入れましてもというふうに思っておりますが、そういう中で防護柵を整備されたのも含めて、いろいろと被害を抑えるために頑張っているというのが、どの地域でもあるわけでありまして、特に奥まったところなんかでは、そういういろんな網なんかを金網やら電柵などもしていても出沒するというので、特にシカなどは本当にたくさん出沒するというので、地域ぐるみで捕獲に取り組みがされている、そういう区もあります。餌やおりの点検、それからあとの処理など、捕獲後の処理など本当に大きな労力を使う、そういう作業であります。

こうした有害捕獲の取り組みというのは、それぞれ地域によって大小があるということもあるんですね。そういう点で地域ぐるみで本当に総力挙げて頑張っている、そういう地区には捕獲活動に対する激励としてね、その管理費など支援をしてはどうかというふうに思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろんな対策を地元として実施していただいています。今ちょっとおっしゃったのが多分、捕獲おりの取り扱いだと思うんですが、捕獲おり取り扱い、これは地元との覚書によりまして、おりの購入費用は町負担、維持管理費用は地元負担と定めて運用させていただいて、ご理解を得ているところだという認識であります。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 維持管理は地元ということで、そういう取り組みがされているわけがありますけれども、今本当に、この個体数を減らすために一生懸命になっているということです。そういう余り出沒しないところもあるということで、取り組みの大小があるわけですね。それで個体というのは移動をします。なので、なかなか大変な状況があるんです。ですから、このおりだけではなしに防除柵の見回りもあわせてしなくてはいけないということで、特に本当に奥まったところは労力が、ほかの地域と比べてたくさん要るということもあります。そういう労力に対する激励というか、今は本当に頑張ってやっておられるということになりますけれども、なかなかこういう意欲が減少していったら捕獲の力になかなか、ならないということにもつながってはなりませんので、そういう激励をするべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう考えもあったりしていいかなと思っております。現状、そういうことを実施する考えが今はないというふうにご理解いただいたらうれしいです。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 目標に対して捕獲数がなかなか追いついていないということでもあります。こうした本当に熱心に取り組んでいるところにこそ激励含めてね、やはり餌代なども含めてすべきだというふうに思っておりますので、そういう考えはあるということです。それを町としてあらわしていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひとも検討をよろしくお願いいたしますと思います。

それから、捕獲シカの処理加工施設についてお伺いをいたします。

シカやイノシシなど野生獣が今も申しましたように、適正数以上繁殖して個体数が激増しているという状況があります。被害を及ぼすシカは有害獣として捕獲されております。シカは食肉としても活用することが認められておりますけれども、駆除されたシカのほとんどが埋設処分をされております。こうした捕獲したシカを有効活用できないかと、食肉活用するための処理施設が建設されてきているところも見られます。シカ1頭をさばくと、飲食店が使いやすい部位はわずかということで、手間と歩留まりの関係で価格が高くなるとも言われております。

また、飲食店への販路が課題でもあります。飲食店で調理して提供するだけでなく、真空パックにして低温加熱する調理方法などとも言われておりまして、地域の食材とともに地域の資源として活用できれば埋設の労力も省かれて、また、捕獲のしがいもあるのではないかと

と考えますけれども、こうした取り組みについての見解をお聞きます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 捕獲シカの処理加工施設を京丹波町が公費で設置するという考えはありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 京丹波町が設置するというのも、それは一つの方策でありますけれども、人材も必要になりますけれども、調理免許でありますとか、食肉加工に必要な資格も必要となってきますけれども、捨てていたシカを資源にしていくことになれば、狩猟期のときの捕獲も増えるのではないかとということもありますし、やはり地域の資源、捨てていたそういう自然の恵みというか、資源を有効活用して、その地域おこしというか、地域の活力にもなるというふうに効果もあると思うんですが、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） あんまり効果があると思っていないのだと思います。民間でそうした施設を計画されて稼働しているところがあるようです。それでも言わんといってくれということなので、言えないということです。いずれにしても、もう何回も申しますけど、欲の範囲でやらんとね、もうあんまり何かせんなん、せんなんということで町の税金を使うということは、私はあんまり勧めていないんです。欲というね、大欲か近欲とかと言いますけれど、何を言うてるか。意欲ですね。意欲がないとね、なかなかこんなこと。民間で、こんなもん私が言わんかて、もうかったらつくらはりますって。そやから、あんまり心配して、どうやこうやいうて言わはっても、これ発展せんと思いますわ。無理やいうことをいっぱい書いとるんですよ。非常に難しいいうことを言うてはるしね。知っとって言うてはるんだと思いますけれど、これはなかなか、これつくって、どっこも成功していないんですよ。そういう事実もあるし、できるだけこういう施設がつかれるときが来たらよいなあとは思っています。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 私も人材も必要になるということも前置きして質問したわけでありましてけれども、やはり捨てて埋設するだけでということになりますと、その意欲もなかなか大変でありますので、やはりそういう資源として使うということも検討していくということも地域の中にそういう動きがあれば、やはり頑張っていくべきではないかなというふうに通

ておきます。

次に、生活保護について伺います。

今、貧困と格差の広がりの中で、やむなく生活保護を受けている人たちが増えています。ところが、安倍内閣は、来年度予算案の中で生活保護基準の切り下げを打ち出しました。さらに、その制度自体を変える動きも示されております。生活保護は憲法で保障された制度であり、健康で文化的な生活、これは国民の権利であり、国はその権利を保障する義務があると定めております。

働いているけれども給料が低くて暮らしていけないとか、年金が少なくて大変であるなど、生活に困っている人ならば誰でも利用できるものなのであります。その大切な生活保護が大きく今変えられようとしております。受給されている皆さんはもとより、国民の間でも不安が広がっております。見直しの内容と見解について伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 生活保護制度の見直し内容につきましては、不正・不適正な受給対策の強化、医療扶助の適正化、生活保護受給者の就労・自立促進のため、生活保護法が改正されるようであります。また、就労支援策の創設や相談支援事業の創設、生活困窮家庭の子どもへの学習支援等の生活困窮者の就労・自立支援のための新法が制定されるとともに、激変緩和措置を講じた上で、段階的に生活保護基準の見直しが行われます。

生活保護制度改正は、健康で文化的な最低限度の生活の保障を定めた憲法25条に基づき、国が全国一律に実施されるものであり、国の責任としてセーフティネットを堅持しつつ、総合的かつ効果的な自立支援を慎重に審議し、実施されることを望むものであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 生活保護ですね、今言いましたように、権利であるにもかかわらず、反対に適正適用ということが叫ばれておりますけれども、十分に利用されていないのではないかと考えます。町長はどのように認識されているか伺います。

厚労省の推計でも生活保護の捕捉率は15%程度と言われております。京丹波町で見ると、どういう状況に、約何世帯がそういうのになるのか。ほんまは保護が受けられるにもかかわらず、受けていないという世帯はどういうふうになるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 生活保護を受けようと思ったら受けられる世帯があるん違うかと。ある

んだと思います。また反対に、受ける資格もないのに受けているということで、いろんな新聞紙上をにぎわしています摘発というんか、そういうことをとがめるような世論ができてしまったということで、非常に残念に思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今はそういう適正な適用ができていないというふうなことを取り上げておっしゃられましたけれども、本当はもっと受けて、町長が言われる幸せな生活を送るべき方たちがおられるということでありまして、今、国が全体では15%の捕捉率だということでもありますけれども、京丹波町に置きかえたらばどのぐらいの世帯になるのか、お聞きをしているのであります。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細は担当課から答弁させますけれど、その見解の違いは、生活保護制度適用であってもね、受けない意思を示されるということは、それほど恥ずべきことというよりも、私は誇りだという認識でいるということを申し上げました。残余は担当課から答弁をさせます。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 本町におきます生活保護世帯につきましては、2月末現在で約100世帯となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） その受給されている世帯の方はそうでありますけれども、本当はそういう適用できる、そういう世帯であるにもかかわらず、適用、そういう利用をされていないという、そういう方たちはどのぐらいあるかということを質問したわけであります。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 受給できるのに、されていない世帯につきましては、現在のところちょっと把握をしておりませんので、ご了承いただきたいと思いますが、本町におきましては福祉事務所を持っておりませんので、福祉事務所の役を担っていただきます南丹保健所と連携を図りながら、社協さんや民生委員さんの協力を得て、また、相談や生活支援等に対応させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 不正受給ということで、いろいろバッシングの声ばかりが取り上げら

れているところでありますけれども、権利があるのに利用されていない、そういうほうをもっと問題にすべきではないかということをおきたいと思います。

それと同時に、やはり生活保護の制度をわかりやすく説明した、そういうしおりを作成いたしまして、カウンターなどに常時置いておいて、その制度の周知徹底を図るということについて、やはりもっと頑張っていかなければいけないのではないかなというふうに思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 詳細につきましてはのパンフレット等につきましては、また国において発行されるものと思っておりますので、その時点におきまして、またそれぞれの役場、支所の窓口、センター等の窓口へ設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 国は、これからまだ制度は変えるということですので、今ある状況の説明資料をつくって置いておくべきだということを言っているのでありまして、それについてお願いしたいのと、それから生活保護基準の切り下げが言われております。これがされた場合に、住民税非課税世帯の非課税基準や就学援助の適用基準などが変わるなど、さまざまな制度に連動して影響が出ると言われておりますけれども、出ると思われる制度、あるいはまた、それに対する対策についてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 生活保護基準の引き下げにより影響が出る制度につきましては、主なものでは、個人住民税非課税限度額、就学援助、国民年金保険料の法定免除、国保、そして後期高齢者医療、介護保険料、医療保険等の自己負担限度額の軽減、保育料などがあります。

その対応としましては、個人住民税非課税限度額は平成26年度以降の税制改正で対応が検討されておりますのと、対象者などの設定に生活保護基準を参照しているものは、税制改正の議論を踏まえて対応を検討されると聞いております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） いろいろ平成26年度に検討、対応ということですのでありますけれども、なかなか大きな、さまざまな制度に影響するということですので、基準額引き下げ、これについては撤回をすべきではないかと思っておりますけれども、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一つの政府ができ上がりますと政府の方針というものがあるって、これだけをいじくったからいうて、うまくいくという認識ではおりませんので、特にコメントはしません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） それから、生活保護制度でありますけれども、私も何回かご一緒したこともあるわけでありましてけれども、なかなか行きにくいところを本当に困って相談をされているということでありましてけれども、相談者の立場に寄り添った態度というのは、なかなか難しいようで、私が聞いていても何かいらっとするような、そういうこともありますので、町は直接、制度の是非を判断するところではなくて、京都府がしているわけでありまして取り次ぎということにも、窓口ということにもなりますので、その適用いかんは後の話として、やっぱりしっかりと相談されている皆さんの心も受けとめて、対応していくことが大事だと思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい。そのことはきちっと対応して、優しく町民の立場でお手伝いすべきだと思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 生活保護の引き下げ案の撤回については返答がありませんでしたけれども、やはり住民の暮らしを守るという立場からは、生活にマイナスになるような国の法律についてはやはりきっぱりと反対する、そういう態度をとっていただくべきではないかなということをお願いして、次の問題に行きます。

次に、滞納問題について伺います。滞納世帯の実態と納税相談についてであります。

町民所得が年々減少している実態、あるいはまた電気、ガス、灯油などの値上げ、加えて公共料金の軒並みアップということで、暮らしは悪くなっている一方であります。そんな中で滞納が減るという、そういうのはなかなか予想しにくい状況が一つはあります。例えて言えば、国保なんかでありましたら昨日も質問にありましたけれども、加入者が払えるかどうかという、そういうことは基準に算定がされない、そういう仕組みになっております。必要な額は加入者から負担をしていくということになりますので、国保なんかでしたら特に低い所得層が入っているものでありますので、なかなか加入者の納付能力が本当に、是非が問題になってくることになります。構造的なそういう深刻な問題があります。

そういう中でいろいろと差し押さえ処分などもされておりますけれども、今、町民税、国

保税ともその納期を過ぎれば、すぐに税機構へ送っている状況であります。差し押さえの処分の件数や金額など、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 税機構との滞納処分の報告、連絡につきましては、税務共同システムを中心に行っております。税機構で実態把握ができない場合や健康不安等諸事情がある場合には、特に連絡を密にしております。

もう一点、滞納世帯の実態ですが、町民税で申しますと昨年度の滞納者が261件、うち1万円から10万円までの滞納者が153件、いわゆる中間層が大部分を占めております。

滞納世帯への対応につきましては、町において督促をさせていただいたその後、税機構に移管し、徴収催告及び滞納処分等を行っているということであります。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） そういう連携をとりながらやっているということでもありますけれども、差し押さえの件数など今言っていたいたんですかね。されているわけでもありますけれども、生活困窮に陥るような、そういう差し押さえなんかはされているのか、どういう状況になっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 差し押さえというか滞納処分の関係でございますけれども、基本的には前回の議会でも町長が答弁しましたとおり、まずは負担いただける状況にあるのか、負担がいただけないのかということをまず財産調査、あるいは官公庁への照会等で調査をさせていただいて、負担いただけるということであれば、やはり差し押さをさせていただいて換価をさせていただくということが公平なところであろうかというふうに思っておりますし、もしご負担いただける財産がない、ご負担いただくことができないという状況になれば滞納処分の停止、執行の停止をさせていただいて、それで、ある一定期間を終えた中で、それでもご負担がいただけない状況であるという場合には、やはり即時、不納欠損をさせていただいておるということで、まずは調査をさせていただいて状況を見て、そこから対応させていただくということで、今もさせていただいておるという状況でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 払いたくても払えなくて滞納されている方が圧倒的だと思うんですが、真面目に完納しても、その延滞金というのが完納した後についてくるわけでもありますけれども、これは14.6%ということで大変高い負担、延滞金となっていくしますので、真面目に払っている方、払おうとしている方については延滞金の減免をするべきではないかというふ

うに思いますけれども、いかがでしょうか。どうなっているのでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） また後ほど詳細、担当課長に答弁させますけどね。大体差し押さえができるということは財産があるんやわ。なかったら差し押さえできひんのやわ。それで給料を差し押さえするんですよね。そしたら出てくるんやわ。そういう人がおるんですよ。そういう人に向けて差し押さえというのを実際強行にやっているのであってね。誰でもかれでも差し押さえすると、そんな。差し押さえしたら、いろんな手間かかりますから、そういうふうには60%以上、51%以上でもいいですよ、理解してもらわんということだけ申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 延滞金の関係につきましても先ほど述べたとおり、納付いただけないという状況であれば減免をさせていただいておるという状況でありますし、延滞金をなぜ取るかということでもありますけれども、納期限内納付をしていただいている、大変生活厳しい中でも納期限内納付をしていただいている方とのやっぱり公平性というのは一定確保をしなければならないということではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） それから減免制度の利用実態ということでお聞きをしておりますが、いろいろ制度をつくっておるわけでありましたが、暮らしが大変になったときに、そういう制度を利用するというふうなことになっておりますが、利用実態についてお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町税等の減免の状況につきまして、町民税で3件、固定資産税で40件、軽自動車税で181件、主に生活保護世帯や心身の障害が主な理由であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 軽自動車とかいろいろおっしゃっていただきました。そういう障害者の方なんかはいろいろと制度適用ということもあるかもわかりませんが、本当に国保税とか住民税、固定資産税は言っていたということもありますけれども、そういうものの減免制度をもっと活用できるように、やはり納税相談をされているときにしっかりとお知らせもして、やはり滞納を少なくする上からも取り組むべきではないかというふうに思っ

ておりますが、そういうことはされているのかどうかお聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 今現在も確定申告、住民税なり所得税の確定申告を、受け付けをさせていただいております。大体支所、あるいは本庁で1,000人以上と面談をさせていただいてお話も、課税の段階でもお話をさせていただいておりますし、また、毎日納付をさせていただいております、その納付書の消し込み作業、一件一件消し込み作業をさせていただいております。そういった中で状況等も見させていただいておりますし、お電話でお問い合わせ、あるいは窓口でお叱り等もいただいております。そういった中でいろんな話もお伺いしております。

恐らく立場は同じなのかなあというふうに思うんですけれども、入り口で減免というよりも、先ほど申しましたとおり、やはり歩いて調査した上で、納付いただけるのかどうかということとは一定やっぱり行政としては、させていただかなければならないお仕事ではないかなと。その上で判断をさせていただくということではないかなというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 町長から給料の差し押さえなんかも言われましたし、差し押さえというのは手間がかかるんだということもよくご理解いただいているということですが、給料なんかはやはり生活部分における、その3カ月分ですかね、そういう決まりもあるようですので、そういうところはきちっと、納税はもう義務でありますので、しなくてはいけないということでもありますけれども、生活面の配慮もしながら、やはり徴収活動をしていくべきではないかなというふうに申し上げておきたいと思います。

次に、簡易水道統合整備事業について伺います。

今進められているわけでありましてけれども、事業計画と残事業についてお聞きをしておきたいと思います。いろいろと言おうと思っておりましてけれども、時間があれですので、もう残事業とその事業計画に対する残事業をお知らせいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波・瑞穂、そして和知地区合わせまして全体事業191億円、そのうち平成24年度事業費を含めると、年度末で84.8%進捗していますので、15.2%残っているということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 具体的に残事業はどういうものが残っているのか、お聞きをしておきたいと思います。15.2%分についてお聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 主なものは、和知地区では西部地区の浄水場施設と配水池等の施設整備工事、管路工事です。主立ったものはこれです。あといろんな管路それぞれ、畑川ダムの高度処理も含んでおります。その他管路工事ということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 瑞穂・丹波におきましたら各簡易水道の本管をつなぐ一体化工事もされました。そして、三つの水源の確保もされました。一体化工事がされましたけれども、現在はどういう状況になっているのか。そういうふうに使われているのか、供用されているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 丹波・瑞穂の関係でのご質問やと思っております。平成25年度も桧山須知線の送水管工事もするという事で、それに伴って丹波からダムの水も送るという形になろうかと思えます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 丹波・瑞穂の統合水道事業でありますけれども、当初は竹野の上高岡でありましたり、安井方面への水を供給するための施設建設計画もあったわけでありまして、これも2回ほど言ってきた経過があるんですけれども、取りやめたということは水があるという前提で取り下げられてきたのか、お伺いをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 今おっしゃった安井に配水池の計画もございましたけれども、現在、既存の施設も活用する中で、中央から全域に給水を既にしておりますし、整備済みという認識でおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 竹野地域はどうであるかということであります。それをもう一回答お願いします。

それから、老朽施設の改修でありますけれども、これまでの丹波・瑞穂の統合水道整備事業は、新しい水源を活用するためのそういう統合整備事業でありましたので、既存水源とかそういう老朽の施設についての改修など、どうなっているのか。耐用年数が来ているものなど、そういう状況はどうなっているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、統合簡易水道事業の計画に基づきまして、水道施設の更新を行っております。それ以外の施設につきましては現在、改善計画はございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 統合水道整備事業というのは渇水対策ということで、新しい水源をつくってきたということがあります。渇水対策ということになれば、そのダムも渇水期には大きな被害を受けるということで、それぞれの簡易水道があることで、やはり住民全体の水の確保ができるということでありますので、そういう老朽施設のものについてはどういうふう
に、これからの運営方針としてどのように考えておられるのか、お伺いしておきたい
と思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 統合事業完了後ですが、施設の耐用年数や老朽化の程度、また、処理機能も確認しながら、施設の修繕・更新を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 本来ならば今の統合事業とあわせて既存の施設も整備していくということが盛り込まれていなくてはいけないということだと思っております。修繕・更新は今後考えていくということでもありますけれども、既存の水源は大事にして活用していくべきだと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

それから次に、開発団地の団地内道路についてお伺いしたいと思います。

町道認定作業の進捗状況はどうなっているのか、まずお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町道認定につきましては、京丹波町道路認定基準要綱や京丹波町道路用地の寄付受入事務取扱要綱に基づきまして対応しております。土地調査を行っておりますが、開発団地内道路は自治会名義や一部個人の名義となっておりまして、道路認定や寄附受入基準に条件が合致せず、受け入れに苦慮している状況にあります。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） ちょっと順番を前後しました。

みのりが丘の団地におきましては自治会が土地を所有されているということもありますので、ぜひとも作業が進んでいくように、それと同時に、なかなか難しいという問題も聞いて

おりますので、特に団地内道路、穴が大きくあいているところもありますので、こういう整備を待っていたら毎年本当に危険な状況のまま過ごすということになりますので、優先順位を決めて幹線道路から、その整備をしていくということも大事ではないかと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 認定外道路につきましては、本年度から京丹波町認定外道路の整備事業の補助金の交付要綱をつくらせていただきまして、自治会なり区等が整備されます修繕工事等に対しまして補助金等を交付することとしておりますので、町名義以外の道路につきましては、そういった制度を活用していただいて、お世話になりたいというふうに考えております。また、原材料費、補修材等につきましては、予算の範囲内で支給等のほうは行っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 要綱もつくられたということでありますけれども、大きな道路をこういう要綱で自治会の負担ですということとはなかなか至難のわざでありますので、やはり優先順位をつけて幹線道路からしていただくということについてもう一回、町長の見解をお聞きしますのと、それから未舗装がされている町道があつて家があるという、そういうことでありますが、町長も安心・安全のために道路整備ということをおっしゃっていただけますけれども、こういう取り残された町道について優先的にするべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） はい。優先的にするべきだと思います。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） そしたら今回の予算の範囲で、ぜひともよろしく検討していただきたいと思えますし、団地内の認定外道路の補修について、2分の1の補助あるけれども大変高額につくので、優先的にそれもしていくべきではないかと、この交付金のおりるときにすべきではないかと思えますけれども、その点についてお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 交付金事業につきましては、道路法で定められた道路に対する修繕ということになっておりますので、今回の交付金事業ではできないということになります。また、認定外道路と申しましたら町有地の公衆用道路、町道認定していない道路につ

きまして、修繕等が必要な道路につきましては、予算の範囲内で年次的に修繕のほうは行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 交付金は認定された道路ということでありましたけれども、その交付金に伴う一般財源が生まれてきますので、その点を使つての事業実施というのはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先ほども申し上げましたように、道路認定していない町有地の公衆用道路につきましては、道路の維持管理という形で修繕等のほうは行ってまいります。自治会等で管理されています道路につきましては、認定外道路の補助金等によりましてご協力をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 町長の施政方針の中にも安心・安全の道路ということでありました。こういう交付金がおりてくるときこそ町の政策として、こういう認定外道路の整備に力を入れるべきではないかと思えますけれども、どうでしょうか。町長、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 大事やと思っています。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 大事だと思っていただいておりますので、形としてあらわしてください。

以上、お願いします。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。1時までといたします。よろしく。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、北尾 潤君の発言を許可いたします。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） それでは、議長のお許しを得ましたので、平成25年第1回定例会、北尾 潤の一般質問を行います。

まず初めに、私からも一言申し上げます。

昨日 3 月 11 日で東日本大震災から 2 年が経過しました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々のお見舞と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

今週の金曜日から本町でも予算委員会が開催されます。危機管理の面から天災を絶対に人災としないよう、行政を厳しい目でチェックしていきたいと思います。

それでは、通告書に従いまして、1「平成 25 年度施政方針について」、2「子育て支援について」、3「丹波マーケスについて」質問いたします。

一つ目の平成 25 年度当初予算での観光振興に関する補助金について伺います。

本町には大小さまざまなお祭り、盆踊り、おみこし、花火大会があり、町民に活力や安らぎをつくり出してきました。中でも鉄道の開通の喜びから始まった和知駅前ふるさと祭り、町外からも楽しみに多くの人が訪れる須知の花火大会、昭和 40 年代から旧瑞穂町が町ぐるみで取り組み、今もその流れをしっかりと守り続けている「みずほ夕涼み大会」は旧町を代表するお祭りとして、娯楽としてだけでなく文化の継承、地域力の創造、里帰りのきっかけなどの点において非常に重要な役割を担ってきました。

僕も昨年の 3 月・9 月議会において、町に多大な貢献をしているお祭りの実行者の方たちが経済的に苦勞している部分を町として何とかしてあげることができないだろうかと一般質問をさせていただきました。そして、お祭りの実行者の方々の必死の陳情活動が実を結び、今月 5 日に開かれた今議会の初日の平成 25 年度予算提案理由の補足説明において、旧 3 町のお祭りに補助金がついたと伺いました。この補助金の根拠、方法、意義を問います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 歴史あるわちふるさと祭り、あるいは、瑞穂の夕涼み大会、たんば夏祭り、いわゆる地域の三大祭りのこと、古くから受け継がれてきた地域の伝統と誇りであり、その地域の心を一つにし、愛着を持って郷土愛を育むものと認識しております。地域住民にとっても大切な祭りというふうに考えているところです。そうしたことから各地区における地域の三大祭りということで、町外から多くの来町者に対して、その地域の特徴を発信し、ついては町の魅力として対外的なアピールに極めて効果的であると考えてるものであります。また、昨年、三大祭りの各実行委員会による組織として、京丹波町夏まつり連絡協議会が発足いたしました。それぞれの特色を共有しながら一体となって、京丹波町の PR に取り組むこととされたものであります。

このような機運のもと、また、これまで北尾議員からも支援策についてご提言をいただい

ておりましたことから、地域の三大祭りを観光施策の一翼を担うものと位置づけまして、現在、町の魅力発信に関するさまざまなお取り組みを展開いただいている京丹波町観光協会に対しまして、祭りの運営に係る特定目的の補助金として交付すべく、平成25年度当初予算案に計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） お祭りの重要性やそれにかかわる方々の貢献を評価していただいた結果と、非常にうれしく思っています。

次に、子育て支援について質問します。

本町では確実に少子高齢化が進み、人口減少が進んでいます。これは本町だけでなく、日本国全体の問題でもあり、家族のあり方や生活形態、価値観の変化が大きな要因であると思われませんが、本町においては特に働く場所の不足が言われています。町内の経済を膨らませる施策や企業誘致などで働く場所をつくり出すのはもちろんですが、働ける環境をつくっていくのも物すごく大事です。働く環境の整備は喫緊の課題であると考えます。平成25年度の保育所の入所申し込み状況と空き状況を教えてください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本年1月末現在で、広域入所5名及び短時保育利用希望児童27名を含めまして283名の入所申し込みがあり、平成25年度当初においては全員の受け入れ可能状況となっております。しかし、今後、一部の保育所乳児クラスにおきましては、年度途中の追加の受け入れが困難な見込みであります。3歳児以上、幼児の受け入れにつきましては十分可能な状況ということであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 3歳以上は空きがあるんですが、2歳以下が困難というのは、もう一人も入れないような感じになっているんですか。お願いします。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 2歳以下の乳児さんにつきましては緊急の場合は、定員というのは現在のところはないんですけども、受け入れとしてはございますが、今の職員、それから教室の関係で、現在のところでは受け入れとしては非常に難しいという状況でございます。全く受け入れられないということではございません。

先日も入所を申し込みされて転出されたりとか、お断りのこともありますので、日々入所

状況が変化しております。ですので、お申し込みをいただいた時点でどうかといいますと、今は受け入れとして難しいんですけれども、その時期時期によって突然に空くということもございますので、できるだけお受けをして、それ以外にも町外への広域入所等もございまして、さまざまな形でご相談に応じて対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 僕も一年に二、三回、子育て支援課に伺って、入るのが難しいと言われた人の理由を聞いたりとか、もう一回面談してもらったりとか、そんなのをさせてもらっていて、そこで入所できる場合とできない場合があるんですが、先ほども僕が言ったんですけど、景気がすごい悪くて、旦那さん一人の稼ぎでは家族を養っていけない。その中で奥さんも働こうと思ったときに、この町では子どもを預かってもらいにくいというのは、すごくデメリットだなあというふうに思います。

京都市内なんかではもう本当に待機児童が多いみたいで、京丹波町では今のところゼロと聞いているんですけど、今、2歳以下が困難なので、待機児童が生まれる可能性というのが常にあります。仕事もない、やっと仕事を見つけたと思ったら子どもを預かってもらえないということで仕事につけない。こういう状況が本町ですと続いているのはどうにかしたいんですが、一番の理由というのは何なんでしょうか。例えば予算の問題なのか、職員さんの数が足りないのか、あと、下山分園が上豊田保育所と一緒にになったことと少し関係があったりするのかな、その辺の受け入れが難しい理由をお願いします。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 理由といたしましてはさまざまございまして、予算につきましては、支援課として要求した分につきましては十分、必要な職員数に対しての予算はつけております。しかし、保育士さんを最近も募集をさせていただいたんですが、応募される方が少ないのと働き方によりまして、職員さんの扶養の範囲内ですとかさまざまな、職員さん側にも働くご希望の体制がございまして、そういう理由ですとか、それから、現在、就職されていない方で、これから働きたいという方につきましても年度当初はお受けをしております。その方々も含めての今回の入所のお受け入れということですので、その方々が確実に就職するかどうかかわからない状況でもお受けするという。できれば計画的に年度当初にお受けさせていただくのが一番かなと思いますが、ご家庭によりまして理由がございまして、その都度その都度そのご家庭に合わせて、できるだけ就労支援は積極的にしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） すごい専門職なので資格持ってるから、そのまま就労に結びつくかといったら保育士さんの場合、そんな簡単にはいかないと思いますし、以前、課長にも伺っていたんですけど、やっぱり熱意のある人じゃないと子どもたち任せられないので、その辺、頭数だけそろえばいいという問題ではないというのは以前伺ったので、でも、本当に働きたいんだけど子どもを預かってもらえないというので、町外から来た人が困るという状態はないようにしていただきたいなあと思います。また、何かこちらでも提案ができたらどんどんしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2点目のファミリー・サポート事業、去年から始まったファミリー・サポート事業の申し込み状況をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ファミリー・サポート事業、平成24年度におきましては、本年1月末現在で、子どもの預かりの依頼に基づく援助活動が12回実施されております。なお、同じく1月末現在で、依頼会員として20名、提供会員が18名の方に活動いただいているということであります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） こちらの事業も100名を超えたら府から補助金が出ると伺っているんですが、京丹波町は20名と18名で38名なので、補助金ないまま京丹波町が単独でやっている事業です。僕の子どものころはマンションの3階に住んでいて、6階のおばちゃんに保育園まで迎えに来てもらいました。僕の母親が仕事が終わるのが遅くて、多分誰かの紹介で、少しお金が発生して迎えに来て、しばらくそのおばちゃん家にいて、親が迎えに来るみたいな感じだったと思います。

下山のグリーンハイツのおばちゃんというか、女性の方に聞いたら、もう八十ぐらいの方なんですけど、昔はよく子どもを預かっていたというふうに聞いています。そこにはもうお金発生せずに預かっていて、ちょっとやっぱりお金に近いものがあつたのかもしれないですけど、基本ボランティアでやっていたみたいです。何人も預かっていて、すごい活発な子は目離すとすぐどっか行っちゃうので苦労したとか、誰々はずっと寝転んでるだけだったから、すごい楽だったみたいな話を聞きます。

だから、このファミリー・サポート事業というのは、最初に聞いたときは新規の事業で、どんなもんなんだろうと思ったんですけど、昔から行われたものを行政が多分、何か事故が起きたときとか危機管理の部分で、行政が間に入らないと成り立たないので入っているんだ

なあと思います。

寺尾町長が、この議会で何か問題があったらどうするんですかという質問に対して、町が確実に責任をとりますと力強く言ったのを覚えています。このファミリー・サポート事業は先ほどの保育園の受け入れが難しいという部分とあわせて、それをフォローする事業だと思いますので、どんどん周知していってもらいたいなあと思います。今後の取り組みなんかがありましたらお願いします。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 今後につきましてもファミリー・サポート事業を啓発行いまして、積極的に皆さんに活用いただくということで、先月２月２４日にも会員さんの交流会を瑞穂のほうで開催させていただきまして啓発がてら、会員さん以外の方も約１００名以上の方にご参加をいただいて啓発活動を行ってきたところでございます。それ以外にも今年度、今、打ち合わせをしているんですが、できるだけ地域の方々にそれぞれ、今回もこの活用いただいている方はお買い物ですとか、本当にちょっと出かけたいたうときに、それから急なお仕事のところでお迎えができないとかいうところで、きちんとマッチングをして、お家の方との関係ができたところではご活用いただけますので、今後も広く実施していきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○１３番（北尾 潤君） それでは、３点目の丹波マーケスについて聞いていきたいと思います。

丹波マーケスは１９９７年に須知に開店した道の駅で、大型車８台を含む車５５０台以上がとまれる駐車スペースを有し、町民の生活に必要なショッピング施設や交流施設としてはもちろんのこと、国道９号線を利用する町外の利用者にとっては道の駅としての顔を持っています。また、丹波マーケスは、利用者にとっての貢献だけでなく、町内で有数の雇用を確保する器であることや、消費税や法人税などの税収などを含む経済効果の面からも本町に多大な貢献してきた施設であると考えます。本町にとって丹波マーケスはどんな存在ですか。お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 商業集積施設丹波マーケスは、地元住民の長年の夢であった京都縦貫道の開通を機に、地域商業の活性化、住民の豊かな暮らしの実現並びに通行客への憩いの場の提供を目指し、町、地元有志の出資によりまして平成４年１１月に会社が設立されました。そして、中小企業事業団、京都府の支援を受け、平成９年４月に開業しました。今日まで雇

用、税収面での経済効果はもとより、単にショッピングの場だけではなく、地域内外の人々が交流し、地域の活性化につながるものとして、本町にとって欠かすことのできない施設であります。何よりも「街づくり会社」として掲げましたドライブイン機能を備えた地域優先のショッピングセンターとしての当初の目的を十分果たす存在と認識しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 今の説明で町の出資によりとありましたが、もう少し詳しく出資や補助金、人員面などで本町とのかかわり、本町の丹波マーケスに対してのこれまでの取り組みがありましたらお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 運営会社であります丹波地域開発株式会社、町が出資する第三セクターであります。出資金残高は3億300万円。開業以後、商業活性化に対する補助金として、平成17年までは年額500万円、平成18年度から20年度まで390万円交付しております。また、人員面については平成13年6月から3年間、1名の職員を派遣しております。現在、丹のまち広場うるおい館施設管理委託料として年間500万で管理を委託しているところです。

こうした行政側の資料はこうなんですけれど、今、北尾議員から言うてもらったとおり、京丹波町を中心としたお客様のふだんの生活に私は相当役に立った商業施設だと思っております。また、通行客の皆さんにもご利用いただきました。来店客数は、これちょっと取り寄せたんですが、平成25年2月末日現在2,884万人ということになっております。その売上額、サービス額とも申しますが、438億円ということであります。この1%が自主財源として、消費税の1%ですから京丹波町の自主財源に資しているということであります。その金額推計しますと4億3,800万円、これ以外に固定資産税を中心に、当初1,000万円ぐらいずつ固定資産税を納めておったんですが、それら合わせまして固定資産税を中心に事業税、あるいは町府民税などで大体2億円以上、合計しますと6億円以上の納税効果を上げているというのが丹波マーケスのありようです。

このことで今も言うてもらったとおり、働いていらっしゃる方、大体200名以上があそこで職場として働いていらっしゃるということでもあります。

なぜこの丹波マーケスが町議さんの間で、借金が多てという話が出ました。確かに借金があるんです。何せ京都府からだけでも12億3,800万円という融資を当初から受けています。そして京都銀行からも受けて、発足当時で15億円以上の融資を受けて経営してまい

りました。私もよくよくわからなんだんですが、これらのお金が何に使われたかということなんですね。資本金で6億円、出発しているんですが、何に使われたか、それが冷静になってみますとわかりました。

当時の丹波町から1万4,292平方メートルを実に8億5,653万4,855円で譲渡を受けています。ということは当時の丹波町の塩漬け土地を3億300万円出資は受けていますけど、当時は3億円ですけど、実に8億5,653万4,855円という土地を、不穏当な表現、あえてします。抱かされている、買わされとるんですね。そのことが現在の経営を非常に圧迫していると。これを返すということになると、誰が決めるかということですね。これは経営者がお金持として返すんですも何でもないんですね。お客さんに買ってもらったその代金の中に償還というんですが、償還原資があるわけですね。したがって、20年で返すか、25年で返すかは、お客様がお決めになる。お客様というとのほどなただというたら京丹波町民、いわゆる出資者です。お一人お一人が出資なさっているわけですから。この人たちに高く買ってもらったら早く返せるということです。

しかし、計算してもらったらわかりますけど、この8億5,653万4,855円が当時の土地代としては非常に、坪単価が非常に高く、その会社が買っているということが、現在の仮に経営が苦しいとするなら、もう最大の要因だということだと私は認識しております。

以上で答弁としておきます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 出資、補助金について今伺ったんですけど、町が全く絡んでいないわけじゃなくて、もう結構、町としっかりと連携しなきゃいけないぐらい、お金的な結びつき、もちろん税金も含めてですけど、あると思います。その中で丹波マーケスが経営改善、もうけていないとしたら、もうけるというか利益を出そうと思って、以前、ホームセンターを誘致する話があったと伺っています。集客力が高まると期待されたことであったと思うのですが、町は、これは把握しているのでしょうか。この話というのは頓挫してしまっているのでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ホームセンター誘致、もう今もずっとしていると思います。私の社長時代もやってきました。とにかく地代が高い、家賃が高いもので、なかなか値段、そういう賃貸借契約の賃料の問題でなかなか成約得られんということです。やっぱり根本的には今申しましたことが最大の要因で、あるいは、1名派遣をしましたということで先ほどもね、こう書いているんですけど、教育するためにお預かりした、私、このときの社長ですから、

やったんですね。出資者と出資受けている側は、出資受けてる側は弱い立場なんですね。そやから、こういう答弁になります。そやけど一応皆さんに知ってもらうために、そういうことも申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 丹波マーケスの中に入っているテナントの方から何とか集客力高めないとやっていけない、まずいというのでホームセンターの話どうなっているんだと僕に質問があったので、今させてもらいました。基本、企業誘致というのは、町民のほぼ誰もが望んでいることだと思うので、すごくいいことだと思います。今議会でも京丹波町企業立地促進条例提案されていますが、これは地域活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的として、固定資産税を3年間免除したりとか、そんな感じで企業誘致を進めていくということで大賛成です。京丹波町、7割ぐらいが依存財源で、3割ぐらいしか自主財源ないので、何とか自主財源をつくっていくというので、そういう背景の中で企業誘致の取り組みは非常に素晴らしいことだと思います。

でも、一方でこんな話も聞きます。京丹波町は地元の企業に厳しくて、外から来る企業に甘いんじゃないかと。これ別に寺尾町長になる前からずっと何十年も商売されている方なので、一つの意見としては考えていきたいと思うんですが、この景気悪い中、地元の企業が何とか利益出そうと頑張ってくれています。自分はもう寝ないで働こうとか、あと、そういう労力の面ですね。あと、自分たちの貯金や借金してまで何とか自分の事業、店をよくしていこう。あと従業員にちょっと無理を言って働いてもらうという気遣いの面とか、いろんな労力を使いながら頑張ってくれているのでぜひ、企業誘致もすごく大事なことだと思うんですが、地元の企業、頑張っているというのを京丹波町としては見捨てないでほしいというか、わかってもらいたいなあというふうに思います。

縦貫道がつながったらどうなるんだろうと丹波マーケスの人たちが言ってました。全部上に人とられるんじゃ、全部とはいわないけど人とられるんじゃないかなあというふうに相談されたんですけど、地域振興施設は別に、全部上に人をとるためにつくったわけじゃなくて、10のものを8とか2、5・5に分けるわけじゃなくて、10の通行量を上と下合わせて12、15、20にしていくというのを目的に考えているんだというふうに説明しています。町は新規の地域振興施設のほうに力を入れていき、マーケスはふさいでもよいと思っているんだろうかと不安な声をききました。そうではないというふうに説明しています。その辺のところを町長、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） なかなか一口で説明しにくいんですけど、丹波マーケスの場合は、まさに地元主導型、ネイバーフッドショッピングセンターというんですが、近隣型の一つの商業施設目指してきました。通行される方自体が利用されることを拒まないというような感じで作りました。観光客とか言うてますけど、とにかく前通らはった人がいろんなことでお立ち寄りになって、そして食堂なんかを中心にご利用いただくと。そのことによって地元住民も単独ではなかなか食堂成立せんのが、食堂も使えるというような趣旨です。

もう一つ先に申し上げておきますが、地元で一生懸命事業をなさそうとする商業もそうですし、それ以外の生産者も含んでです。そういう方が、熱心な方に対しては、私は全面的に支援する考えであります。丹波マーケスで出店されて、今も不安を抱いていらっしゃる方についてもよく理解はできます。そやけど自分でやっぱり頑張ってもらい以外に道は開けないというふうに信じています。仮に縦貫自動車道開通して振興拠点施設つくらなくても、やっぱりどうしても影響出ますので、そういう趣旨で両方とも大事だということです。いずれにしても相当性根入れて頑張らんと、マーケスだけじゃなしに全ての道の駅、グリーンランドみずほも施設を追加させてもらいました。みんな気張ってやってもらわんと生き残っていけないのではないかというふうには思っております。そういう意味で、これからもそういう不安を抱いていらっしゃる方にも話してもらったら。

本当にやる気があれば生き残っていけるし、先ほども、それはどういうふうに表現するかいうたら、私流に言うなら「正しきによりて滅ぶることあらば、滅びてもよし」です。正しいことしとるのにと、自分では正しいということをしているつもりで日々商いとか生産をするわけですが、それで認められぬのなら、やめたほうがいいんです。「正しきによりて滅ぶることあらば、滅びてもよし。」断じて滅びません、そのことを私は保証します。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 寺尾町長は、丹波マーケスの運営会社である地域開発の社長を以前やっておられました。今は寺尾町長の息子さんがやっていると思います。町長が丹波マーケスにかかわろうとしたとき、私利私欲のためにとか、的外れないろいろ批判も想像つきます。そんなことはないと思いますが、仮に遠慮があって、丹波マーケスに町として取り組みづらい、本当は丹波マーケスにとってよいことを批判を気にして取り組まないんだとしたら、少し言葉は悪いかもしれませんが、それは京丹波町の長として大きな罪だと思います。私利私欲、こんな言葉あるのかわからないですが、公で「公利公欲」という言葉があるかわから

ないですが、公利公欲で丹波マーケスに取り組んでももらいたい。丹波マーケスが潤うことは京丹波町にとって利益になると思いますので、しっかりと取り組んでももらいたいなあと思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波マーケス、具体的にいいますと何件か特定貸料、100いただくところを80にしたりしています。その際、議長として各役員さんに説明するのに、例えば北尾議員と岡本さんもいらっしゃるけど、出店したら、そして特定貸料するときに、北尾議員にたくさん酒飲んでもらおうとか、たくさん飯食ってもらおうと思って特定貸料をするんじゃないです。北尾商店をご利用なさる方のために特定貸料にするんですという話をよくします。

非常に難しいのが、私が思うのに難しいのは、私自身は町民の負託を受けて、株主総会に京丹波町が参加されるわけですから、負託を受けて経営をしてきたわけですね。そやからまた民主主義と少し違う点で、私なりに町長になって感じていることは、町民に選挙されて、いわゆる権力を与えられているんですね。そやから、その権力を行使するというときに、誰に向かって行使するんだといったら、自分のご主人である民、町民に向かって行使するんですね。そやから抑制的に権力は、私は行使していると思っています。信じています。

それと、こういう機会やから職員の皆さんに知ってほしいんですけどね。そういう立場なんですね。そやから、あくまでも町内業者とかいっておっしゃいますやん。当たり前のことなんですよ。ところが、私、きゅうきゅうとしていると思います。自分の主人である町民の利益のために働くこと。そやけど私は、そんなことないです。別に町長に全然必要やない、町民のために命をかけているんですから。そやから、そんな、もし、それで町長やめ言わはるのやったら、いつでもやめると、そういう気持ちで、丹波マーケスも例外ではありません。全町民に向かって、私の権力は町民の皆さんから与えていただいた町長としての権力は、町民の皆さんの利益のために、これからも行使すると。そのことでだめやったら町長職を辞したらよいだけやというふうに思っています。長くサラリーマンされたらね、それは私と同じように押しつけるのは難しいとは思うとるんですね。そやけど、みんなに知ってほしいことは、私はそういうふう生きてきた男だと自分で思っております。今もう71歳ですが、ずっとそういうふう、みんなのための幸せのために生きてきたという自負を持っております。これからもそういう気持ちで丹波マーケス、丹波地域開発株式会社も排除することなく正々堂々と、やっぱり支援するときにはすべきだという考えでおります。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） ありがとうございました。

これで、北尾 潤の一般質問を終わりにします。

○議長（野口久之君） これで、北尾 潤君の一般質問を終わります。

次に、山田 均君の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） 日本共産党の山田均でございます。

平成25年第1回京丹波町定例議会における私の一般質問を行います。

昨日11日は、東日本大震災から2年目として、テレビなどで朝から特別番組を放映するなど、被災地の状況を一齐に報道しました。テレビで映し出される遅々として進まない被災地の状況は、対策や対応のおくれに怒りが込み上げる思いでした。特に原発事故現場の報道は、処理できない汚染水の入ったタンクが所狭しと並べてあり、どんどん増えている状況は、事故の收拾宣言は何であったのか、目を疑うばかりであります。世界の災害史上で例のない悲惨な災害は現在も進行中です。

約31万5,000人の避難者が47都道府県に散らばり、暮らしており、震災直後から3割ほどしか減っていません。原発事故に直撃された福島県の避難者は約15万人に達し、原発近隣の7自治体の役場は避難したままで、時間的にも社会的にも大きな被害をもたらす原発事故の深刻さを示しています。

しかし、一方で、安倍内閣は、これまで歴代自民党政府が進めてきた原発の安全神話への何の反省もなく、今度新たな安全神話で原発を推進しようとしております。さらに、武器輸出の解禁や集団的自衛権の行使など悲惨な侵略戦争を二度と起こさない、こう決意をした平和憲法の改定など、あわせて進めようとしております。軍隊を持って海外に出ていくことになれば必ず犠牲者が出て、そのためにさらに軍隊を補強することになる。二度と来た道を繰り返しては絶対なりません。こうした動きにきっぱり反対することが平和で安心して暮らせるまちづくりに直結すると考えます。今ほど地方自治体に住民の暮らしや営業を守る役割、責任が求められているときはないと思います。

こうした立場から私は次の6項目について、町長にお尋ねをいたします。

第1点目に、政治姿勢についてであります。特にその中で環太平洋連携協定（TPP）問題についてお尋ねしたいと思います。

自民党安倍首相は、アメリカのオバマ大統領との日米首脳会談で、環太平洋連携協定（T

P P) について、全ての関税撤廃前提せず、オバマ大統領と確認、日本の主張が認められた。こうしてT P P 交渉参加の表明を近くしようとしております。

首脳会談で合意された日米共同声明は、日本がT P P 交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象となること。二つには、関税や非課税障壁を撤廃するなどとしたT P P の輪郭を日本も達成していくことを確認しているのであります。このことはT P P の特徴である聖域なき関税撤廃を前提にしたものとししか理解できないと、全国農業協同組合中央会の会長も指摘をしております。

また、自民党が総選挙で公約をした6項目の判断基準が満たされているとは到底理解できないと表明をされております。自民党が総選挙で公約とした6項目は、一つには、聖域なき関税撤廃を前提にする限りT P P 交渉参加に反対をする。二つ目に、自由貿易の理念に反する自動車などの工業製品の数値目標は受け入れられない。三つ目に、国民皆保険制度を守る。四つ目に、食の安全・安心の基準を守る。五、国の主権を損なうようなI S D条項は合意しない。六つ目に、政府が調達・金融サービスなどは、我が国の特性を踏まえると。こうした6項目を選挙公約としておったわけでございます。

町長として、この政権公約の6項目をしっかりと守れということを申し入れ、T P P に参加した場合の各分野ごとのメリット、デメリットについて、政府の統一した試算を示すことなどをしっかりと求めるべきと考えますが、町長の答弁、見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 安倍さんに総理大臣がかわる前から京都府町村会、そして全国町村会は、この環太平洋連携協定に反対だという大会決議しております。私もその中での議論です。もちろん内容については、わからないということが主な質疑です。学習をはっきりしてから、もっと強く申し入れようという意味になっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 特に心配されている問題としては、日本では使用禁止になっている農薬、腐敗防止剤などの規制の見直しがされるとか、軽自動車の規格を廃止するとか、医療の分野でもアメリカは薬品やとか新療法の安全確認、こういうものの緩和、医療サービスの規制の緩和、簡易保険やJ A共済なども民間保険会社と同じルールにすることなど、非常に公共事業への参入なども含めて、アメリカの都合に合わせた基準を要求しているわけでありませう。こういう基準を認めていくということは、国の主権もなくなると。まさしく、亡国の政治にほかならないと、こう思うわけであります。

また、農水省自身も自給率は１３％に落ち込むと、こう言っているわけですから、特に、この山間地においてはもう集落の維持すら困難になると、こういうことでありますので、もちろん町村会を含めて反対をされておるわけでございますけれども、やはり改めて今の時点で、町長として自民党の政府にしっかり申し入れるべきだと考えるわけですが、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 再度申します。京都府町村会でもいろいろ議論して、この環太平洋連携協定を反対するんだということで確認しております。私が一人と言わんでも、みんな反対だと言うているということを理解しておいてください。

○議長（野口久之君） 山田君。

○６番（山田 均君） しっかりとそういう態度をとって、相手に伝えるということが大事だということもあわせて申し上げておきたいと思います。

第２点目は、平成２５年度の施政方針に関して、それぞれお尋ねをしたいと思います。

第１点目は、鳥獣害対策についてであります。

施政方針では、本年度も有害鳥獣対策を最重要課題として位置づけ、一層強化していくとされております。収穫直前のこの獣害の被害というのは本当に生産意欲を大きく減退をさせますし、何もつくる気力さえ失うということもよく聞きます。獣害対策の強化は待ったなしの状況だというのは同じ思いだと思うんですが、これまで本町でも防護柵を初め、駆除対策に取り組んできました。過去５年間、平成２０年から２４年で投資してきた費用を改めて、まず伺っておきたいというふうに思うわけでございます。例えば防護柵などの事業費補助金の総額、地元負担金の総額、有害駆除費で駆除の報償金の総額、シカとイノシシそれぞれの報償金の総額、猟友会への助成金の総額、その他獣害対策に使った費用の総額について、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成２４年度見込み額になります。平成２０年度から５年間の合計で、金網フェンスなど被害防止施設の補助金等町負担額は９，９１４万円、これに係る地元負担金が３，４６９万円、有害鳥獣捕獲報償金１億２，１３４万円、町猟友会委託料と助成金１，３０３万円、その他１，７４４万円で、有害鳥獣対策に係る町の負担総額は２億８，５６４万円です。

なお、この金額には国府補助金が含まれておりません。さらに詳しくご質問がありましたので、担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） それぞれの負担総額につきましては、先ほどの町長の答弁にもありましたように２億８，５６４万円です。そして、これは支出総額でございますが、一定この経費につきまして、その財源として国府補助金が含まれております。そのうち約７，８００万円が国府補助金を財源として支出しております。

もう一度申し上げますと、２億８，５６４万円を負担総額として支出し、財源として国府補助金が約７，８００万円含まれておるということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○６番（山田 均君） 特に、今答弁いただいた中でも報償金の総額というのが１億円を越すお金が支払われておるということでございまして、特にそういう点では今後、捕獲ということになりますと、さらにお金が必要になってくると、こういうことになるわけですが、獣害対策というのは捕獲柵などの設置とあわせて、個体数を減らすということが何よりも必要だと思うわけです。個体数を減らす取り組みとして料金ですね、捕獲したシカについて駆除報償金を支給して個体数を減らす、こういう対策を実施すべきであると。これまで再三お尋ねをしてきたわけですが、改めてお尋ねをしたいと思うわけです。

ご承知かと思いますが、舞鶴市では、猟期に捕獲をしたシカに対して駆除報償金を支給しております。大きな成果を上げているというように聞いておるわけですが、実際、そういう方からお話を聞きました。京丹波町では、なぜこうした取り組みができないのか。特別駆除として実施をしているということも聞くわけですが、本当にこのシカの頭数を減らそうというように考えれば、やっぱりこういう取り組みも必要だと、こう思うわけですが、実施できない問題とか課題があるのかどうか、お尋ねをあわせてしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 狩猟期間における報償金については、有害鳥獣捕獲隊以外の町外を含んだ一般狩猟者がいる中で、捕獲者と捕獲場所の正確な確認が困難という問題がまずあります。現時点では全期間について対応する考えが、こうしたことからないということです。

なお、狩猟期間中であっても広範囲にわたって禁猟区となっている鳥獣保護区を含め、防護ネットにかかったシカ等に対しましては、突発許可対応により捕獲しております。

さらに、春の農繁期に向けて捕獲活動を強化していくために本町独自の対策として、狩猟期間が延長されました２月１６日から３月１５日まで１カ月間の期間は、鳥獣保護区におい

ても捕獲ができるように有害鳥獣捕獲許可証を発行するとともに、この1カ月のシカ、イノシシの捕獲については通常の半額の報償金を支払うこととして、捕獲対策の強化を図っているということであります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） これまでと同じ答弁であります。

私が申し上げてきたのは、舞鶴市では実際に料金、捕獲したシカについて駆除の報償金を支払っておると。これは通常の半額でございますけれども、そういう先進といいますか事例があると。それは当然、今言われたように確認作業も含めてやっておるわけでありますから、やはりどういう方法で確認をされて、駆除の報償金として支払うシカなのかどうかということとをされておるわけですから、そういうことについても本当に調査されておるのかどうかと、調査といいますかね、問い合わせをすれば済むことです。

要するに本当にこのシカの頭数を減らしていくということ大事だということに思うんですね。午前中、東議員にも今年の捕獲頭数もありました。やっぱりそういうことからしましても、許可された頭数もとれていないわけでございますけれども、実際、この猟期でシカをとろうという意欲のある方は本当になかなか少ないんですね。そういう点からいうと、やっぱりそういう意欲を引き出して捕獲をして頭数を減らしていくということが大事だと、こう思うんです。

あわせてお尋ねしておきたいのは、有害駆除というのは先ほども言いました。駆除の頭数が決められておるんですが、猟期にとるシカ、これは駆除頭数には入らないというふうに思うんですが、その点について伺っておきたいと、あわせてお願いします。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 舞鶴市の状況につきましては確認をしております。同じような捕獲隊として、舞鶴市の猟友会所属の狩猟免許所持者の方に捕獲隊として有害鳥獣許可証を発行されて、猟期期間中にシカにつきましては半額の8,000円、それから、以前の一般質問にございましたように、イノシシのウリ坊についてのみ3,000円というような格好で支給をされております。

京丹波町につきましては、これまでの猟期は2月15日まででしたんですが、狩猟意欲の拡大という意味から1カ月間延長されたわけですが、以前は狩猟という趣味の部分、有害鳥獣対策という部分がそこで明確化されたんですけれども、その1カ月間延長されることによって猟期の範囲が増えたということで、その部分についてやはり有害鳥獣対策を強化していくという意味から京丹波町独自の対策としまして、1カ月分について、シカ、イノシ

シについて特別鳥獣捕獲許可証を発行して、半額の報償金を支給させていただいているというところでございます。

本町につきましては、鳥獣保護区、いわゆる禁猟区となっているところが多ございまして、猟期については、そこが狩猟できないわけですが、特別鳥獣捕獲許可証を発行することによりまして延長分の1カ月分は、そこも有害鳥獣捕獲ができるということで対策を強化しておりますので一定、この取り組みに対する強化策としてご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 猟期に、いわゆる今ありましたように、指定された場合には駆除になるということなんですけど、駆除員として認定されておる方は全て、その特別駆除の捕獲をすれば対象ということになるのか。禁猟区でとった場合だけがそれに指定されておるのかどうか。あわせて伺っておきたいと思いますし、再三提案もしておるわけでございますけれども、有害鳥獣対策を最重要課題と位置づけておられるわけですから、あらゆる手段や対策・対応をやっぱり考えるということが私はまず大事だと思いますので、改めて、その点もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 鳥獣捕獲許可証を発行した方が捕獲すれば有害鳥獣捕獲頭数としてカウントし、通常の猟期中に捕獲された分については有害鳥獣捕獲頭数としてはカウントしておりません。

こうしたことで今、先ほどからも町長から答弁がありましたように、一定防護柵の設置、さらには、この捕獲の強化に対して日夜議論をしながら、捕獲の強化について対策を講じているところございまして、今後も担当課としましては積極的に研究をしながら、対策の強化に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 実際、この捕獲で頭数を減らすということが、やっぱり最重点にすべきだという点を改めて申し上げておきたいと思います。

この獣害対策の強化のためには捕獲をする駆除員、この確保も非常に重要であります。本町の狩猟免許を、取得支援助成金交付要綱というのをつくっておるわけでございます。この目的をみますと、有害鳥獣による農林産物被害の防止を目的として、新たに狩猟免許取得に要する経費について助成金を交付すると、このようになっておるわけでございます。

狩猟を目的に狩猟免許を取得するというよりも、目的にもあるように農産物の獣害被害を

何とかしたいと、こういう思いで狩猟免許を取得する、農家組合から推薦されて免許を取得すると、こういう方がほとんどであります。そういう方に町は当然、駆除員に任命すべきだと思うんですね。本町では猟友会に加入しなければ駆除員になれません。わざわざ猟友会に入って毎年猟友会の会費、2万円を超える会費を払わなければなりません。これは大きな負担になっておるわけです。

獣害の被害を何とかしたい、狩猟免許を取得した人が、町が駆除員として任命をして駆除ができる、駆除員の確保を図ると、こういうふうにすべきだと思いますが、改めてその見解伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 有害鳥獣捕獲は狩猟免許を取得、そして登録し、さらに鳥獣捕獲の知識と経験が必要になることから京丹波町猟友会に委託しております。全国的にも人材確保による捕獲体制の充実が課題であると認識する中で、現時点では町全域を対象とした組織的な捕獲対策として、京丹波町猟友会の捕獲隊による現行の体制のもとで捕獲事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 常に有効な手だての研究をしているんだということで、昨年9月議会で答弁をされました。駆除員を増やすことも有効な手だてだと、こう思うわけなんです、平成23年8月1日、ちょっとデータが古いわけですが、猟友会の会員が84人と。狩猟の免許を取得されとる方は145人、銃器が52人、わな・おりが93人と、こういうふうに聞いておるわけですが、そのうちの58%の方が猟友会の会員になっておられるということになっておるわけですが、おり・わなの、いわゆる猟友会の会員が71人ですので、それですと免許を持っておられる方の76%が猟友会の会員になっておられるわけですが。

やっぱりこういうこととそれから、狩猟免許を取得して3年以上の人が銃器では49人で、わな・おりでは75人ということで、全体の85%以上の方が3年以上の経験を持っておるわけです。だから、そういう人たちについて、もちろん講習をしたり指導するということは当然必要ですが、そういう駆除員に任命をすると。猟友会にわざわざ入って2万円以上のお金を毎年払わなんというのは、これ大きな負担になっております。これだけでは済みません。わな代も当然これ要るわけですし、おりをすれば、おりの材料代が要ることですし、特に、わななんかは一回使えば、次また新しいわなを購入しなきゃならん

ということで、一定大きな負担にもなるわけですし、とれてこそ報償金ももらえると、こういうことを考えますと、やはり駆除員として町がしっかり任命して駆除にかかわってもらうと、こういう取り組みをすべきだと思うんですが、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 現状は先ほどの町長の答弁にもありましたように、組織的な取り組みとして現体制のもとで捕獲事業を実施するというところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 組織的な取り組みって、猟友会に入っておったら、それは会員だと、組織的だということになるかもしれませんが、それぞれ駆除されとるのは農家組合との関係も含めて、個人個人の方がそれぞれされておるわけですので、やはり駆除員として町が任命して猟友会に協力していただいて指導もすると、こういう方法も十分考えられると思うわけですね。やはりそういう方法も考えていくということが私は必要だと。もともと駆除をするために狩猟免許わな・おりをとったという方がもう大半でございますので、そのとった趣旨を生かしていくということですし、旧町のときにとった方もあるわけですし、この免許の助成金の趣旨からいうても、その免許をとった方の役割を大いに果たしてもらうということからいいましても、私はそういうことを考えるべきだというふうに思います。

猟友会との関係も十分そういう協調、連絡、そして協議も必要だと思いますけれども、当然そういう思いが一緒であれば、できるんじゃないかと思うので、改めてもう一度お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 捕獲隊のことも含めてなんですけれども、被害防止という観点、さらには、こういった捕獲の強化という意味で、捕獲体制の強化ということで捕獲の施設ですね、ドロップネット方式ですとか、ゲート式の捕獲装置ですとか、そういったこと全体、総合的な捕獲体制の強化ということで今取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 見解が違うので、なかなか一致することはないというところもありますが、もちろんそういうドロップネット、ゲート式などね、そういう取り組みも当然必要です。しかし、記事にもありましたように、相当負担も大きいわけでございますので、いろんな対策をやっぱりとっていくということです。最終的にやっぱり生息数を大幅に減らすと、

これが一番大事ですのでね。そういう立場で取り組むべきだという点を改めて、もう一度申し上げておきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

未来への投資として進めております「ハイウェイテラス・京たんば」についてお尋ねしておきたいと思います。

この問題は、事業費全体で１８億２，５００万円、こういうことになっておりますが、平成２５年度の一般会計当初予算１０５億３，７００万円の中の１８億２，５００万円というように見ますと１７．３％、全体で見れば約２割の予算を投入するということでございますし、合併後初めての大きな一大事業だというように思うわけです。

住民からは、詳しいことがよくわからないが、何か大きいものができるらしいと、こういう声も聞きます。事業のあり方、運営、内容、最終責任は誰が持つなど、住民に十分知らせること、十分意見を聞くことなど、住民目線のまちづくりが必要だとか考えるんですが、町長は、今逃したら、明治４３年に山陰線が須知や桧山を除いて走ったと同じ苦しい場面が起こると想定しているとか、京丹波町を通過するだけにしてはならないため未来の投資、こういうことを建設の大義名分にしているわけですが、資金調達は全て町が行って、運営会社に委託する、こういう方法でございます。

運営会社にとって、こんな有利なものはないと、こういうように言われておりますが、町政にとって初めて取り組む方法、導入方法は運営会社に便宜を図って進めるということになるわけですが、こういう方法で進める理由というのは何のためなのか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町をよくするためです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○６番（山田 均君） 京丹波町をよくするためということでございますが、これをすることによって京丹波町が５年、１０年後どういう町になるんだという、こういう展望を示していただくということが私は必要だと思いますので、その点についてもどうなのかという点も伺っておきたいというように思います。

そして、整備計画では、京丹波町への経済波及効果はかなり限定されると。地元の頑張りが成否を握っているのだと指摘をしとるんですが、こういう面から町経済が潤う見通しというのはどういうふうに考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 既にある施設としては、瑞穂ですとグリーンランドみずほ道の駅さらびきがあります。そして、27号線沿いには和知の和があって、丹波マーケスがあるわけですが、なかったらということで大体説明がつくかと思います。ご質問を受けました町経済が潤う見通しについてでございますが、運営や施設整備に地元事業者がかかわっていけるよう事業者選定基準において、地元貢献への配点に重きを置いております。また、施設使用料や税收等の町への直接的な収入も見込んでいるところです。

一例ではございますが、地元では活性化委員会が結成されまして、この委員会には区内の各種団体やグループが結集され、振興拠点施設、古墳公園などを視野に入れた活性化が検討されており、農産物や加工品の出荷についても大きな期待を寄せていただいているところであります。このような取り組みと連携することによって、町全体の活性化につながっていくと考えているところです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 昨日、小田議員の質問にも農産物や加工品というのは出荷協議会をつくって、会員として登録していただいて、その協議会への参加は京丹波町や京丹波、いわゆる京都丹波ですね。亀岡市、南丹市の農家や業者の方にも呼びかけて参加してもらおうと、こういう答弁をされておりました。

建物は京丹波町の活性化の拠点として建設して、建設業者も管理運営会社も出荷者の大半も京丹波町以外の人になりかねない面もあるわけでございますが、その対策というのは何か考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もちろん地元で全部いわゆる集荷できるとしたら、それでいいんです。お客さんが利用なさるわけですから、そのときに、いわゆる欠品があるというようなときに南丹市、京丹波町の支援を仰ぐというような考え方です。そのように理解してください。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 未来への投資とこう言われておるわけですが、5年後、10年後、この活性化施設が町民の暮らしにとってどういう役割を果たしていくのか。また、5年、10年後の京丹波町のまちづくりのイメージ、どういう町を想定されて、その中でこの活性化施設がどういう役割、位置づけを果たしていくのか。そういうことについてはどう考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農林産物、いわゆる一次産業を支援していく拠点になると思います。

また、製造業もここで品物を並べてもらって、そして町外の方を買ってもらう、あるいは町内の方を買ってもらうということ。全産業に関係する施設になると思います。その他については、税金等を先に説明したとおりです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、このいろんな産物も含めて、第一次産業の拠点になるとこういう答弁でありました。この予算の2割近い18億2,500万円を投入して建設する事業でございますから、当然、京丹波町のまちづくりの中心に据えようということに考えておられるというふうに思うんですけれども、そこを拠点にすれば周辺施設、いわゆる連携整備、先ほど道の駅のことも言われました。それ以外の関係、自然公園のことも言われたわけでございますけれども、全体はどういうふうに、その拠点を中心にまちづくりを考えておられるのか。将来のまちづくりの構想というのは、何か具体的なイメージというのは持っておられるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） イメージということになると、全てそうです。和も一つのイメージとして、ふだんの生活に十分役立つ施設に、これからある程度、一步一步進んでいかんなんのかなあと。それプラス通行客にも対応するということが基本です。もちろん北部であろうが、西部であろうが、和を一義的には出荷場所として選定なさると思いますが、やっぱりそこだけではさばけないぐらい生産が促されたとしたら、この新しいハイウェイテラスのほうへグループをつくって出荷してもらおうと。出荷協議会とか言うて難しくおっしゃっていますけれども、難しい言っておられないのかもわからんけど、これ今も全部そういう一つのグループつくって運営していらっしゃるというふうに、まず理解してもらったらうれしいし、このハイウェイテラスについては3町の拠点という位置づけでよいんじゃないかというふうに私は思います。

あとは山田議員さんのほうから全部指摘していただいたので割愛します。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 道の駅を統括するようなそういう感じのような説明といたしますか、答弁であるわけでございますけれども、それでまちづくりが全て網羅できるということではないというふうに思うわけなんですけれども、やはりこれを拠点にするということになりますと、本来、高速道路を走ってそこへ行く、途中立ち寄るという方と、それから、京丹波町へ直接やっぱり目標を持って来ると、そういう引き寄せる魅力をつくっていくということが大事だと思うわけなんです、そういう点では、この3つの拠点がそういうことになるという

ことなのか。やっぱりまちづくりというのは、そこに住む住民が本当に活力、元気、町を愛すると、そういう活性化が図っていけるという、そういうまちづくりをしていくということが非常に大事だというふうに思うんです。

だから、そういう面からいいますと、やはり若い人たちが定住したり、人が集まってくるという、そこへ引き寄せる力が必要だと思うんですけれども、縦貫道を走ってきて、この活性化施設に立ち寄ると。そのまま当然奥へ行くという方も多いと思うんですけれども、わざわざこの活性化施設へ農産物を買いに来ると。帰るとすればどうするんだと。インターチェンジ一旦おりて帰らんなんということにもなるわけですので、やはり直接京丹波の町の中へ引き寄せるという、そういう取り組みというのは、今言われるような道の駅を充実するというで十分足りると、こういう考え方なのか。地域おこし、村づくりといいますか、そういうエネルギーといいますか、住民の力をもっと引き出すようなそういう取り組みを新たに考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言うてもらったようなこと全て考えているというふうに理解してもらったら結構です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 言うたこと全て考えるということでございますけれども、具体的にはそういうことも出てきていないといいますか、示されていないんじゃないかというふうに思いますので、そういうものが平成26年完成ということになっておるわけでございますけれども、この2年間の間に、実施までの間にそういうことをやろうと。平成25年、26年、2年しかないわけでございますけれども、具体的な取り組みを考えておられるのか、あわせてもう一度伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 過去、この2階使って、若い人らが寄って呼びかけて、こういうものつくるんやけどという意見いっぱい聴取していますね。そのことによってプロジェクトチームもいろんな企画立案してきているわけですね。これからもちろん、それはすると思いますよ。もちろんせんなんさかいに、すると思いますけれど、過去、もうそういう努力をいっぱいしてきた事実があります。そのことは理解しておいてほしいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） あわせて、物をつくるというかね、農産物をつくる、そういう人たちの取り組みもどうするんだということもやっぱり必要だと。やっぱり買い手があって、つく

り手がないということになりかねませんので、その点も以前、担当課で考えているんだということでございましたけれども、具体的にそういうことについても早く、そういう提起をして具体化をしていくということが必要だという点もあわせて申し上げておきたいと思います。

続きまして、施政方針で災害に強いまちづくりを進めるために、災害対策備品の整備、避難訓練、防災行政無線の整備に向けた取り組みなどとあわせて、一般住宅の耐震診断などの促進をいていくとされております。耐震診断の促進はもちろん、調査に基づく耐震改修もあわせて必要と考えます。災害に強いまちづくりを進めるというようにされておるわけでございます。特に避難所として指定をされている公民館などの耐震調査、この促進というのは非常に大事だと思うんです。また、耐震改修を進めることもあわせて必要だというように考えるわけですが、公民館の耐震改修には、現在、自治振興補助金を活用されたいというようにされております。

耐震改修は、耐震基準をクリアする必要があります。この基準をクリアするためには、補強のために壁などを新たに設けることが必要となります。そういう補強のために特別補強工事を行う場合に、必要なこういう耐震改修部分に補助をすると、こういうことも必要だと思うんですが、改めて、この耐震改修の推進、促進、そしてあわせて耐震調査についてもどのように考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町自治振興補助金交付要綱に基づく集会所等整備に対する補助事業につきましては、地元公民館などの耐震改修に係る経費は要綱上、対象となるものと理解しておりますし、さらに、昨年度から公民館等コミュニティー施設の耐震診断経費についても、その対象事業として制度拡充したところでございます。

しかし、この制度の趣旨は、地域住民における自治の振興と自主的で個性豊かな地域づくりに資するため、地域の自助努力を後押しする観点から補助率2分の1と設定しているものであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今、耐震の改修のことは答弁あったんですが、耐震のいわゆる診断ですね、これについてもやっぱり計画的に進めていくべきだと思うんですけれども、そういう計画促進のための対策というのは何か考えておられるのか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 耐震診断についてもその対象事業として制度拡充をしたというふうに答弁させていただきます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 対象となっておるということから私、それを促進していく必要があると。そのために徹底をどうするのやと。区長会を通じて区長さんに徹底するということも含めて、やっぱりこの防災計画の中で公民館を避難所として指定しとるわけですから、町がやはりそういう提起をして集落で取り組んでいただくという、そういうことが私は必要だと思うんです。そういう意味でちょっともう一度伺っておきたいというように思うのと、公民館の耐震補強を行う場合には、ただ単なる改修というよりも、当然、専門家によって調査をすれば壁の補強など、公民館ですので、できるだけ広い間を取っております。そうしますと壁を補強するとか、そういうことが当然必要になってくるわけなんです。

去年の3月議会で私、一般質問でこのことを聞いたときに、調査研究をしたいというように言われたんですが、やっぱり調査研究というのは前向きに、やっぱり調査研究をするということになれば、やっぱりだめでしたということではなしに、やっぱりそういう方法はないのかどうか、私は、調査研究はそういうことだと思います。これも町長の決断で、できることだと思うんですね。その補強する部分に何割かの助成部分を足すと。これは一つの方法としてやっぱり考えるべきじゃないかと思いますので、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 耐震診断経費についても事業の対象としたということと、それに基づいて耐震改修するわけですから、地震が来ても潰れないということであります。補助率は2分の1、これを多くの人に知ってもらう。多くの人というより役員さんに知ってもらう、区長会等で今までも説明はしていると思いますけれど、積極的に説明するということになります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 調査研究したいということでしたので改めてお尋ねしとるんですが、やっぱり壁とか特別補強せんなんということになるんです、耐震診断を受けて耐震に耐える改修をしようとすればね。その分やっぱり一定、やっぱり高くつくわけですから、また、町は避難所として指定しとるわけですから、やはりそういうような対策を私はとるべきだということを改めてもう一度申し上げておきたいし、町長のそういう決断によって、そういうことは考えられるということですので、改めてそういう考えは全くないということなのかどう

か伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何回も申していますように、2分の1補助率設定しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 次の農業の後継者の問題含めて、地域や集落の担い手確保は緊急の課題となっております。施政方針では、農業後継者や営農組織など地域の担い手の育成に努めていくということにして、一つには、定住促進のために空き家バンクを抜本的に見直して、利用しやすい制度にすべきだと考えます。貸し手のメリットを考えるべきです。そういう点で町としてやはり一定、賃借の立会人になるとか、借りた場合に、返す場合に一定の改修をして持ち主に返すとか、そういう方法も考えるべきだと思うんですが、そういうお考えはあるのかないのか。検討すべきだと思いますが、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言うてもらった趣旨で、これ初め施策取り組んだんですが、意外と民間のほう気張ってやなあという印象です。空き家バンク制度は平成22年12月に創設しまして、地域の担い手確保のための重要な取り組みとして推進しております。今後は現行制度をもとに、空き家情報の収集、登録数の確保などに努めていきたい。定住促進対策の一つとして推進するということです。

今言うてもらったような町がいろいろあっせんするんやから、もっと正直言うて利用者があらんかなあ思うとったんですけど、意外とないという事実がわかってきました。いろんな展開により、その他も含めて定住増やしていく。どういうことを言うてるかいうと、道路交通などの社会資本の整備、子育て支援・保健福祉・医療や教育の充実、本町のさまざまな施策の展開を持って定住者を増やしたいということであります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 最後に、国道27号の関係でお尋ねしておきたいと思いますし、旧町を結ぶ幹線道路として位置づけられておりまして、狭い歩道の未設置区間の解消なども施政方針で上げられております。

中山地内の歩道改良やとか白土橋の歩道設置の見通し、今後の取り組みについて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年、地元議員にご協力をいただく中で、中山、白土の両区長さんを中心として「中山・白土から京丹波をつなぐ会」が結成されまして、町に対して陳情をいただきました。会の方とともに国土交通省福知山河川国道事務所に要望を行っております。早期事業化に向けて、国土交通省へ引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 見通しについて一定、あるのかないのか。特に、今度いろんなそういう安全対策の面でも国は大きな事業、取り組みをしておるわけですので、そういう中に含まれないのかどうか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） この事業は補正ではありません。交付金と言われる今、13兆円ぐらいでしたか、あれには入っていません。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 見通しとしては、この平成25年度か26年度か、そういうのはあるのかどうか。そういうようないわゆるニュアンスといいますか、そういう方向になっているのかどうか、改めて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 把握できておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 一日も早い改修に向けて全力を挙げるべきだということを強く申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、14日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野 口 久 之

〃 署名議員 梅 原 好 範

〃 署名議員 横 山 勲